

平成30年五條市議会第4回12月定例会（第3号）

日 時 平成30年12月11日（火） 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
1	牧野雅一	1 大塔地域の振興について (1) 振興に向けた進捗・展望について 2 新庁舎建設及び周辺道路整備事業について (1) 建設事業費について (2) 須恵4号線について (3) 旧岡中線について (4) 岡口3号線について (5) 工所用仮設道路の設置について 3 財政健全化指標から見る市の財政状況について (1) 財政健全化判断比率について (2) 同規模自治体との比較による検証について (3) 財政健全化審査意見書について 4 学校適正化事業について (1) 主旨・目的について (2) 小中一貫教育について 5 まちの確かな未来への取組について (1) 事業計画について (2) 財源確保の見通しについて	市長・部長 市長・技監・部長 市長・政策企画監・部長 市長・教育長・部長 市長・政策企画監・部長
2	大谷龍雄	1 義務教育の無償を明記している憲法第26条に基づく子育て支援について (1) 生活保護費削減による就学援助費等への影響について (2) 給食費の負担軽減について (3) 給付型奨学金制度の拡充について 2 学力につながらない全国学力テスト等の中止について	市長・教育長・部長 市長・教育長・部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
	大 谷 龍 雄	<p>3 教職員の長時間労働の解決について (1) 持ち時間数の上限の設定について (2) 学校業務の削減について (3) 教職員の働くルールの確立について (4) 公立・私立での非正規教職員の正規化と待遇改善について</p> <p>4 学校適正化基本計画と認定こども園整備基本計画の問題点と見直しについて (1) 学級編成問題について (2) 認定こども園と住居の距離について (3) 子どもの健康と地域振興について</p> <p>5 耐震・強風対策・利便・節約を目指した新庁舎建設について (1) 建設敷地の地盤強化について (2) 強風の抵抗を受ける斜め屋根の見直しについて (3) 雨漏りや冷房の利きにくい自然採光の見直しについて (4) コンクリートの配合について</p> <p>6 上水道の安全供給と水道法改正案の問題点について (1) 広域化及びコンセッション方式の問題について</p> <p>7 国連の気候変動枠組条約第24回締約国会議の掌握について (1) 政府への要請と実行について</p>	<p>市長・教育長 部長</p> <p>市長・教育長 部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

- 第二 議第五十三号 五條市手話言語条例の制定について
- 第三 議第五十四号 五條市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 第四 議第五十五号 五條市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第五 議第五十六号 五條市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について
- 第六 議第五十七号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 第七 議第五十八号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第八 議第五十九号 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校寄宿舎設置条例の一部改正について
- 第九 議第六十号 五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第十 議第六十一号 五條市下水道条例の一部改正について
- 第十一 議第六十二号 市道路線の認定について
- 第十二 議第六十三号 市道路線の変更について
- 第十三 議第六十四号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定について
- 第十四 議第六十五号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定について
- 第十五 議第六十六号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定について
- 第十六 議第六十七号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について
- 第十七 議第六十八号 五條市市民会館に係る指定管理者の指定について
- 第十八 議第六十九号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について
- 第十九 議第七十号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について
- 第二十 議第七十一号 平成三十年度五條市一般会計補正予算（第四号）議定について
- 第二十一 議第七十二号 平成三十年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	藤富	吉田	山口	福塚	岩本	窪田	吉野	牧岡	平田	養全	伊谷
龍美	美雅	雅耕	耕司	実孝	孝秀	佳正	雅清	清全	全賢	賢恵	恵司
雄子	子範	範司	司実	実孝	孝秀	秀正	正一	一司	司康	康司	司

欠席議員(なし)

説明のための出席者

市長	副市長	教育長
堀	榎	太
内	内	田
伸	成	好
起	吉	紀

事務局職員出席者

事務局次長	事務局次長	土地開発公社事務局次長	財政課長	企画政策課長	秘書課長	会計管理者	水道局長	大塔支所長	西吉野支所長	教育部長	都市整備部長	産業環境部長	あんしん福祉部長	すこやか市民部長	危機管理監	市長公室長	政策企画監	技監	理事(総務部長)
井坂	井坂	松	西	西	中	松	松	谷	森	松	石	井	平	稲	辻	和	細	藤	吉
筒口	筒口	本	本	峯	本	本	本	口	川	井	田	上	田	次	田	田	川	原	田
昭慎	昭慎	成	久	久	賢	智	武	晶	義	和	茂		耕	裕	祥	剛	敬	克	曉
則一	則一	人	雄	美	二	美	士	紀	彦	永	人	昭	一	美	友	明	太	哉	史

午前十時零分開会

事務局係長	車
事務局主任	谷
事務局係員	芳田
速記者	柳
	窪
	ケ
	瀬
	五
	美
	勇
	人
	佳
	名
	子
	隆

○議長（平岡清司）ただいまから去る十日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（平岡清司）日程第一、一般質問を行います。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からいたしますので、本主旨を御理解いただき、議会運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

○議長（平岡清司）初めに、四番牧野雅一議員の質問を許します。四番牧野雅一議員。

〔四番 牧野雅一質問席へ〕

○四番（牧野雅一）おはようございます。

議長からの発言の許可をいただきましたので、四番牧野雅一の一般質問を通告に従い始めさせていただきます。

まず最初に、大塔地域の振興についてでございます。

振興に向けた進捗・展望について。最初に、大塔町の振興に向けた進捗状況についてでございますが、改めまして平成二十三年九月の紀伊半島大水害によって被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、尊い生命を失われた方々の御冥福とまだまだ安否確認ができていない三名の方々の一日も早い発見をお祈りするものでございます。

被災から七年三箇月の月日が流れており、大塔地域の将来の展望を私の各定例会一般質問で毎回お尋ねしているところでございます。

九月定例会でも大塔町の地域振興に向けた進捗についてお尋ねしましたが、先般（仮称）木質チップ生産施設整備工事の入札が行われ、その結果が公表され不調に終わったとなっております。この事業は、五條市の林業の復興につながり、かつ大塔町の地域振興を推進していく上で大変重要な施策であると位置付け、議会もこの予算を認め進めておられたと思いますが、不調に終わった原因と今後の取組についてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司）谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十三年九月に大塔町を襲った紀伊半島大水害からはや七年三箇月が経過いたしました。

現在も引き続き国土交通省・林野庁・奈良県が一丸となって復旧作業に取り組んでいただいております。復興が順次進んでいるところであります。

次に、老朽化施設の整備の道の駅トイレ改修につきましては、十二月初旬に工事に着手し、年度内完了を目指しますが、工事期間中周辺の清掃等、美化に努めてまいります。

次に、（仮称）木質チップ生産施設整備事業の入札が不調となりました原因は、建屋の構造が鉄骨造りで設計しておりますが、六月に発生しました大阪北部地震の復旧に対する資材の増加、また九月の台風二十一号の影響によります製鉄工場自体が被害に遭い、製品が品薄となり納期が大幅に遅れていることが大きな要因であることが判明いたしました。

今後の対策といたしましては、事業期間の延長も含め、国・県と協議を進め、財政部局と調整を図りながら取り組んでまいりたいと存じます。

この事業は、将来の森林保全と林業振興、そして大塔町の地域振興につながる重要な事業として認識しておりますので、引き続き事業をまい進させていく所存であります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 今、答弁にありました不調に終わった要因として資材の不足をあげておられたと思うのですが、私なりになぜ業者さんが入札に参加されなかったのかということは何件かの業者さんにもお尋ねしました。その中で聞こえてきたのは、やっぱり発注時期であるとか、工期、立地的にこれから、昨日今日大変寒いですけれども、あの地域に関してはこれから積雪もあろう、また凍結もあろう、そういう時期に短い工期の中で工期内にこの仕事を完工するのは大変難しいと、もちろん資材の不足ということも含まれておりました。今トイレの修繕工事も年度内の完成ということは、十二月中に発注して年度内完成ということは、ちょうどこれから一番寒い時期にあの天辻峠のてっぺんの寒いところでの工事だと思えますよ。だから業者さんの中には積雪等があったらあそこまでたどり着けないということもあり得ると思うのです。ただそういうことも踏まえて、今後やっぱり同じ仕事を発注するのでも、予算のいろんな設計の順序とかいろいろあると思うのですけれども、その時期も見据えて効率よく発注していただけたらと思います。

この大塔町における木質チップ等生産施設は、五條市の今後の林業振興におきましても大変重要な位置付けにある施策でありますので、必ずや完成させ事業を遂行し林業振興につなげられますことを期待して、次に移ります。

二つ目、振興に向けた今後の展望について。大塔町の振興に向けた今後の展望についてでございますが、先ほど答弁の中にありましたように、紀伊半島大水害より七年三箇月を迎え、復興が進んできている中、地域の今後を見据えた振興に向けた展望についてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司） 谷口大塔支所長。

○大塔支所長（谷口晶紀） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

旧大塔小・中学校校舎の有効活用につきましては、校舎を拠点として大塔町の高齢者に対するデイサービスや訪問介護、ショートステイといった高齢者福祉事業と発達障害などの方に対する放課後及び休日支援等を中心とした、障害者福祉事業を行うため、「大塔ライフハウスプロジェクト」を立ち上げ、大塔町の再生を図る事業として取り組んでおります。

また十月より地域おこし協力隊員一名を事務局スタッフとして雇用し、地域住民とコミュニケーションを図りながら職務を担っております。

そして、十二月には事業の一貫として校舎を利用し「クリスマス 学校に泊まろう」と題して親子体験イベントを予定しております。最後に、これからも引き続き、地域産業の振興を進め、地域住民・関係機関とともに協議・検討を重ねながら、住民の皆様が安心して生活できるように、職員が一丸となって地域の振興に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。(「四番」の声あり)

○議長(平岡清司) 四番牧野雅一議員。

○四番(牧野雅一) 古い校舎を活用していろんな活用を考えていただいているようです。その中で、今答弁いただいた高齢者の福祉事業、これを展開していただけるようにおっしゃってはったと思うのですが、大塔町の高齢者に対する福祉対策は五條市内、特に中心部と比べたらね、必ずしも十分ではないのかなと。街中の高齢者の方がいい環境にあるのかな、大塔町の方に比べたらね。せっかくそういう取組をされるのであれば、今以上に大塔町の福祉事業の充実につなげていただきますことをお願いしたいと思います。

また、各種地域振興事業の推進におきましても、大塔町に活力を取り戻すような仕掛けづくりを引き続き模索・研究していただきますようお願いしまして、次の質問に移ります。

二つ目の新庁舎建設及び周辺道路整備について。

(一) 建設事業費というところです。建設予定地に庁舎の移転を承認するに当たり、県との共有をし、建設費の抑制につながるメリットがあるとの説明に基づき、当時私も同意させていただきましたが、ふたを開けると事業費は上昇の一途をたどり、ばく大な膨張傾向にあり、その要因を考えたとき、東京オリンピックの開催決定とともに建設物価の上昇だけでなく、余りにも計画性に乏しく、事業費抑制の工夫どころか、逆に上昇の要因を作っているかのごとく感じる次第です。

また他市と比較しても、それぞれ様々な環境の違いはあれど、同じような平米単価で計画されているようですが、一つ気になることがそれぞれの自治体の財政状況であります。

その半数以上が実質公債費比率、一桁台で、当然のごとく事業自体も計画性を持って基金を積み立て、自己資金を準備し周辺道路整備も行った上で事業を進めておられます。

残念ながら当市の場合は事業費のほとんどが合併特例債の活用で、それだけでは事足らず過疎対策事業債の活用も視野に入れなければならない状況であると思われませんが、答弁願います。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在、新庁舎建設事業費につきましては、本体工事で約四十四億五千五百万円というふうなところになっておるところでございます。

また先ほど議員お述べの実質公債費比率につきましても、平成二十八年の実質公債費比率におきましては、五條市の場合一三・九というふうなところで、他市町村よりも若干高いというふうなところでございます。

事業費につきましても、職員一同、鋭意努力しながら縮小に向けて頑張っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今ちよつと言っていた本来過疎対策事業債を充当しなければならない事業が五條市内にはほかにもたくさんあると思うんですよ。ほかの事業が市民の皆様のための事業がおろそかにならないのか。ちよつと心配するところではありますが、この過疎対策事業債の活用に関しては、今後また機会を改めてお尋ねしていきたいと思っております。

今お話しさせてもらっていた当市と他市との財政状態の比較はされたことがありますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

当市と他市との比較につきましては、詳しくは検討の方はいたしておりますが、実質公債費比率等々見た場合、また将来負担比率等を見た場合、他市に比べて五條市の方が若干財政状況といたしましては、なかなか苦しいのかなというふうなところは分かっておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）財政状況が厳しいのが分かった上で進められておることですよね。やっぱり身の丈に応じた財政状況に相応の事業計画を立てて進めていくべきではないかと思えますけれども、市長、その辺に関して簡単に答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）太田市長。

○市長（太田好紀）牧野議員の質問にお答えを申し上げます。

るる部長の方からも説明がありました。

身の丈に応じたということでありませけれども、合併特例債、特に過疎対策事業債も利用するというところで、当然必要なものは自主財源の乏しい中においてそのような国の支援を活用するのは当然であろうかなと。合併特例債がもしなければこの庁舎建設にも至らなかつたのではないかなと、そういう面においては財政状況が厳しいという状況の中でも、今これから南海トラフ地震とかが起った場合において当然拠点となる庁舎建設というのは大変重要であると。奈良県下においても今建替えを早急にやっているとございませけれども、うちとしてはまだ有利な合併特例債を活用してやっていく、その中の財政状況が厳しい中においての配分方法、またいろんな面の市民に対する対応、いろんな事業もやっておりますけれども、その中の対応も踏まえて全体的な枠の中で進めていく、それが大変大事であろうかな。そういう中において国は国の支援策の対応というのは大変重要な位置付けでこれからも進めてまいりたい、そういうふうにご考えております。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）庁舎の建設は肅々と進めておられ、進めるという考え方は十分分かるのですけれども、やっぱり何度も言うように、あるながあるなりに、ないならないなりに工夫をこらして事業費を抑制しながら進めていくべきではないかと、それだけ私の考えとして申し上げます。おきます。

二つ目、須恵四号線についてでございます。

これは工事期間中の振動対策、通学路や歩行者の安全対策、交通誘導員の配置、工用車両の誘導計画、工用車両の運搬計画や通行時間制限や最大の通行台数などについては地元の皆様と協議されていると思えますが、庁舎しゅん工後の交通量について、現在地元の住民の皆様には、どのような御説明がなされているのか、答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

須恵四号線、新庁舎建設後の地元住民の方への説明でございますが、まだ最終しゅん工したときの説明につきましては詳しくは説明の方はさせていただきます。おきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） この地域の皆様の暮らしが良くも悪くも大きな影響を及ぼすと思われる。しゅん工したらね。

地域の皆様に対し想定出来得る説明は懇切丁寧に説明し、互いに理解を深め合うことが肝要であると考え、現状の通行量調査を掛け、今後どのような工夫が有効なのかを検討して取り組むべきと、以前御提言させていただきましたが、その提言に対しどのようなように取り組まれていますか。

以前、市長からは交通の分散を考えていると答弁いただいております。それを受け担当部署として具体的にどのような分散されようと検討されているのか、お尋ねします。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

しゅん工後の分散というふうなお話だったかと思いますが、しゅん工後につきましては、庁舎を出まして須恵四号線、また今計画しております岡口三号線でございますとか、さらには今後、須恵一号線でございますとか、そういうふうなところも今後計画の中に検討していかねればいけないというふうなところがございまして、そういうふうなところで分散の方をしていくというふうなところでございまして。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 今お話ししている須恵四号線は、工事期間中はもとよりしゅん工後も新庁舎を利用するに当たり、通行量が目に見えて増えるのは誰しも分かることであると思っております。

以前の答弁で「警察と協議を行い、本陣交差点の信号現示について試験的に五秒の延長、さらに信号現示の時間延長をしてもらえるよう予算要望していただいているところがございます。」と答弁いただいております。これは前の八田技監かな。がそういうふうな答弁いただいております。その試験結果は検証されたのか。要望していただいていた予算の動向はどうなっているのか、答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

本陣交差点の信号現示の五秒の調整につきましては、今現在五條警察署の方で十秒から十五秒というふうなところで引き続きいただいております。この分につきましては、五條警察署の方で確認をとりましたところ、交差点の信号現示については現在のところスムーズに流れているというふうな五條警察署の認識でございました。

また、市の方で検証をしたかというようなどころでございますが、市の検証についてはまだいたしておらないというようなどころでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 検証といってもそんな難しいことではないと思うのですよ。本陣の交差点、紀陽銀行のところ、須恵四号線を降りて行って一回青になったら、例えば午前中、お昼、夕方の時間帯とか、一日三回くらいね、一回青になったら何台の車ははけていくのか、それ見るだけで十分検証になると思うのですよ。今の現状ではそんなに交通量が多くないと思うのですよ。でも例えば五十日（ごとび）だとかそういう日は銀行さん忙しいですやん。そこに来られるお客さんは一日、多いと思います。月末だとか。それを参考にしてそういう日に検証してみるとか、台数の多い日にね。ということも検証になると思います。それによって今後しゅん工された後に、どういう工夫が必要かということも参考になるのかなと、そんな難しいことではないと思いますので、取り組んでいただけたらと思います。

昨年九月の答弁では、最終的に人口分布から考えた割合につきましては、岡口三号線からは全体の三割程度、須恵四号線では二割程度、須恵一号線からは三割程度、国道三一〇号からのアクセスからは二割程度と想定しておりますと、これしゅん工後の庁舎に來庁される方の導線の比率を答弁いただいたと思う、想定されておる。須恵一号線三割、それと国道三一〇号からのアクセス道路二割、これについては今答弁あったように、また当初の説明にもあったように、今後の五條市の財政を考えて順次進めていくということはその時点で今もなお未定やと思うのです。

過去も含めたこれまでの答弁で、岡口三号線の三割については、肅々と用地交渉等も含め進められておられると答弁されておる、現実として九月議会にお尋ねしたときには、その見通しは明らかになっていない、ということ、見通しはまだついていないということですね。

あれから三箇月たってね、現状の進捗につきましては、この後お尋ねしますけれども、その見通しがつくまで、またその岡口三号線がしゅん工できるまで、先ほど言うたように、市の財政状況を見たとき、須恵一号線の三割と国道三一〇号からのアクセス道路二割に関しては全く

今の現状では未定であろうし、今の現状の五條市の財政状況を見たらかなり厳しい状況にあるのと違うのかなと。

したがって、須恵四号線が七割以上の通行量を占める想定と考えざるを得ない、岡口三号線が開通したとしてもね。

また須恵四号線のみならず、そうなれば駅前商店街への交通に対しても良くも悪くも影響は計り知れないものであると、このような現状を見て、改めて市長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 四番牧野議員の質問にお答えをしたいと思います。

今までの答弁からする説明もありましたけれども、いろんな想定というのは当然あるのかなと思います。その現状を直視しながら最善の努力を尽くして市民の皆さんに御迷惑の掛からないような道路体系を構築してまいりたい。そういうふうを考えております。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 当初おっしゃられていた期間中もしゅん工後もやっぱりあの場所に庁舎、まちの中心になる庁舎を持つていくには周辺道路整備というのは必要やと思いますので、いろんな工夫をこらした上で取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

次、三つ目、旧岡中線、これの拡幅工事の進捗、道路に面する住民に対する理解、先の委員会でも騒音量に関する規制基準はなく、ほかの工事でもそのような対処はしていない、できないと答弁されましたが、本当にそれでよいのか。

あれから私なりに勉強しました。確かに今回の工事の規模であれば、規制基準はおっしゃるとおりございません。だからといって現実として地域の住民に御迷惑をお掛けした事実には変わりはないと思うんですよ。住民トラブルに間違いのないのではないかと。今後の公共工事に対する周辺住民の皆様に対し、今回の事案を鑑みてどのように配慮が必要かとお考えか、技監、答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 藤原技監。

○技監（藤原克哉） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

前回、私の答弁に言葉足らずであったかというふうを考えております。

まず工事をするに当たりまして、住民の皆様にお掛けしないこと。法律的に規制がないとかあるとか、そういったもので工事を進めるものではないです。大前提として住民の皆様には御負担を極力少なくするというふうなところで工事を進めることが原則だというふ

うに考えてございます。

工事に当たりましては、低騒音、低振動の機械を使っていくとか、そういうふうな形で工事を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 今回、御迷惑を掛けた住民の方というのは本当にその旧岡中線ですか、その通りに面した、あそこは家が際に建っているで、そこにお住まいの方、目の前の道を大きな音を立ててやったらね、まして夜間にやるということは、聞いておっても想像以上の音や振動で小さい乳飲み子が夜泣きをしてかなわなかったと、やはりその辺のところね、地域の自治会さんに回覧を回していただいたということもおっしゃっていましたけれども、その辺の実情を見てより懇切丁寧に、こういう工事をさせていただきますというところで、事前にお伝えしておけば幾ばくかの工夫もこなしていただけたのと違うのかなと思いますので、今後この庁舎、まだ今造成ですか、中でやっています。いずれ遅かれ早かれ建設事業も始まると思います。そうなれば今後二年ですか、二年か三年か、いろんな騒音があつた場所から周辺住民の方に聞こえていくと思うのですよ。今こうして騒音でかなわんと、やっぱりこの辺のところを御迷惑を掛けたということは真摯にお詫びして、今後の工事に御理解と協力を得られるような工夫が必要ではないかと思ひます。

次、四つ目、岡口三号線についてでございます。用地交渉、事業進捗及びしゅん工予定について答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

進捗状況といたしましては、地元から伺った意見を踏まえ現在一部設計の見直しを行い、同時に用地交渉中でございます。引き続き用地交渉を進め、早期の完了を目指し進めてまいりたいというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 早期の完了、これ今まで何度も同じような答弁をいただいていると思うのですけれども、全く進捗していないということなのか、例え少しずつでも進んでいるということなのか、その辺いかがですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在、用地交渉に時間を要しておるところでございます。

見た目には進んでおらないというふうに取り残されてもいた仕方ないというふうな状況でございますが、職員、用地交渉に鋭意努力しながら用地交渉を進めておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）現状として見通しがついていないとしか言いようがないですね。

次、五つ目の工費用仮設道路についてお尋ねします。これの設置状況、進捗、今後の見通し、これは庁舎の委員会当初は稲刈り後に着工して年内完了を目指すということをおっしゃっており、その後にはそれは今の現状では難しいんですということをお答えいただきました。それからまた一箇月余りたつていると思うのですけれども、現在の設置状況、進捗、今後の見通しについて答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

進捗状況については、待避所と仮設道路の設計が十月に完了いたしましたして、地権者へ説明を始めているところでございますが、設計につきましては、御理解をいただいておりますところでございますが、借地料については、現在のところ七名の地権者のうち、四名に借地単価の提示を行い説明を開始したところでございますが、合意には至っておりません。

主な理由といたしましては、単価や条件面、補償についての御意見をいただいておりますが、補正予算直後の借地料二百五十万円について、本市の某議員より誤解を招くような違った単価の説明や西吉野地域における市の借地単価が高額で、（議場に声あり）これと比較した場合、あたかも安いと思われるような言動があったことを、去る七月十九日の地元説明会において直接地権者の方から伺ったところです。（議場に声あり）

○議長（平岡清司）部長、ちょっと待って。

暫時休憩します。

午前十時三十二分休憩に入る

午後零時五十八分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

先ほどの石田都市整備部長の答弁に某議員という発言があり、暫時休憩をいたしました。議会運営委員会においてその事実関係については新庁舎建設及び周辺道路整備特別委員会で協議していただくことに決定いたしました。

お諮りいたします。この件について新庁舎建設及び周辺道路整備特別委員会で協議していただくことに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。

よって、この件につきましては新庁舎建設及び周辺道路特別委員会で協議していただくことに決しました。

一般質問を続けます。

四番牧野雅一議員の質問を許します。牧野雅一議員の残り時間は一時間です。（「答弁をちゃんと聞けていない……」の声あり）石田都市整備部長、もう一度さっきの答弁を最初からお願ひできますか。石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

進捗状況については、待避所と仮設道路の設計が十月に完了し、地権者へ説明を始めているところですが、設計につきましては、御理解をいただいておりますが、借地料については、現在のところ七名の地権者のうち、四名に借地単価の提示を行い説明を開始したところでありませんが、合意には至っておりません。

主な理由といたしましては、単価や条件面のほか、補償についての御意見をいただいておりますが、補正予算直後の借地料二百五十万円について、本市の某議員より誤解を招くような違った単価の説明や西吉野地域における市の借地単価が高額で、これと比較した場合、あたかも安いと思われるような言動があったことを、去る七月十九日の地元説明会において直接地権者の方から伺ったところです。

こうしたことが、地権者に市が予定している借地料が安価であるとの印象を与え、用地交渉が困難となった一要因と判断しております。
以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）ということは、その地権者の方が誤解されたということですか。安価であるというように捉えられたということですね、それが高いのか安いのか、これは当初私が新庁舎の委員会で二百五十万円という、新庁舎の委員会であったのか補正予算であったのかちよつとろ覚えなんですけれども、確かそのときに私は二百五十万円という数字は覚えておりますわ。そのときに担当課長にお尋ねしたのは、その二百五十万円という算出根拠をお尋ねしたと思います。改めてその算出根拠についてお尋ねします。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 四番牧野議員の御質問にお答えいたします。

借地料については、奈良県の公共用地の取得に伴う損失補償基準細則第十一条より近傍標準値の公示価格を用いて参考価格を算出しました。積算根拠としましては近傍標準値の平成三十年度下之町の宅地としての公示価格二万四千円を雑種地としての補正を行い、一万二千元とし、その六パーセントとして平米当たり七百二十円を年額の借地料として算出しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）この土地の借上料の算出根拠については、私が議員になって一年目から二年目に掛かるころから五條市が民間の方からお借りしている土地の代償として借上料と予算があがっている、それにはいろんな格差があると、それをやっぱり平準化すべきではないかという御提案をさせていただいて、ただ平準化をするに当たっては、その根拠はないと。一定水準の根拠を設けた上で今契約されている借上料に関しては算出根拠を作って基準を設けてそれに近づける努力をしまっているということやっただんですよね。それと今回は県の基準で算出されておるといふ答弁を當時いただいたと思うんですけども、どちらが高いんですか。

○議長（平岡清司） 石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人） 四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。
算出根拠につきましては、県の方が高いというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 先ほど言うた岡口三号線にばかり、今言っている工費用仮設道路を設置されようと言われておるところはいずれも農業振興地域であると思います。

本来市の中心となる庁舎の位置は周辺道路整備が完備した市街化区域にあるべきものと考えております。

しかし、シビックコアの形成という名の下、取り組まれるのであれば、県・国にも働き掛け市街化調整区域との境界も見直し、その環境整備も将来的に進めるべきと考えますが、市長の見解を求めます。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 四番牧野議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

シビックコア形成ということで、全体のまちづくりの形成の中でいろんな考え方があろうかなと思います。そんな形の中で、今の庁舎建設を踏まえた形の中で今後あらゆる面での検討をしまいたい。その中においては、一つの方策としてのその過程も大事であろうかなと思いますけれども、ただそう簡単にできるものではないので、これから協議を重ねて進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 今後、あの場所に庁舎を移転するのであれば、あそこはまちの中心となろうかと思えます。その周辺が市街化調整区域、また農業振興地域が隣接している、またそこが混じってくる、またそこに市民の人が来庁される折にも、道路が付いているといえどもそこを通ってくるというような状況になるかと思えます。だからやっぱり将来的にあの場所をまちの中心とするのであれば、そういう境界の変更というか、そういうことも五條市としては取り組んでいくべきでないかなと思えますのでよろしくお願いいたします。

それでは次に移ります。

三つ目の財政健全化指標から見る市の財政状況についてでございます。

総務省のホームページによりますと、国民の暮らしを担う地方公共団体は、健全な財政を維持する経営能力が問われているものの、財政状況が深刻化するまでその実態が明らかにならないという従来の課題の解決を図るため、平成二十一年四月、地方公共団体の財政状況を統一的

な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合には迅速な対応をとるため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されたとあります。

御存じのとおり、本市においては、毎年度九月議会において、当該法律に基づく財政健全化指標（比率）が監査委員の意見書により報告されているが、こうした指標（比率）を基に、将来の本市の財政状況を考察したいと考え、今般の質問を行うのでよろしくお願いいたします。

（二）財政健全化指標である将来負担比率の算定方法及び算定した数値によって明らかにすることについて、具体的に答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

将来負担比率は、公債費など、市が将来にわたって負担する実質的な負債の市税や地方交付税などの一般財源に対する比率で、将来市の財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標でございます。

また、その算定方法は、一般会計等の地方債の現在高などから、基金などの市債の返済に充てる特定財源、交付税に参入される公債費の見込額を差し引いた額を分子とし、市税や交付税等の一般財源から交付税に参入された一年分の公債費の額を控除した額を分母として算出するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） ちょっと一遍に言われても、なかなか理解できないので、また。

今の答弁の中にあつた私はずつとお尋ねしてきておる実質公債費比率、これと将来負担比率の関連性について答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

実質公債費比率、将来負担比率とともに、一般財源の額を基準とした指標で、実質公債費比率は当該年度の返済額を、将来負担比率は次年度以降の負債総額の財政への影響を推し量るものでございます。

御案内のとおり、直近の平成二十九年度決算による前年度対比では、実質公債費比率は、〇・四ポイント悪化したのに対し、将来負担比率は、六・四ポイント改善するというように、その数値は必ずしも比例するものではないと思いますが、いずれも財政の健全化を推し量る重要な

指標であることから、その動向を注視しながら財政運営に努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 今の答弁だったら公債費比率は悪化しているけれど、将来負担比率は改善されておると、その辺がもう一つよく理解できないのですけれども、もう少し具体的に答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

例えば元金の償還額を上回る借入れを行った際には、将来負担比率は押し上げられますが、平成二十九年度のように基金への積立てがあれば、将来負担比率への影響は抑えられるものでございます。

また、基金を取り崩しまして、元金償還を行えば、実質公債費比率は抑えられますが、将来負担比率は押し上げられてしまうということになるかと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） ということは、例えば今言うてはる平成二十九年度であれば基金を積み立てたから将来負担比率は改善されたということですね。基金の積立てがなかったら改善もされなかったという解釈になりますね。

今の話を聞いておったら、こつちを立てればそちらが立たず、そちらを立てればこちらが立たずと、なんか複雑な…、またこれに関してはまた改めて勉強させていただきたいと思っておりますので、また御指導のほどをよろしくお願いいたします。

ちなみに、この将来負担比率の今後の推移見込みについて、想定できる範囲で結構ですので、答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

御案内のとおり、本市では、今後しばらく新庁舎の建設など大型事業が続くことから、市債の借入れが増大する見込みでございます。

このことから、将来負担比率につきましても、その数値は緩やかに上昇するものと判断いたしておりますので、引き続きその動向には十分

注意を払ってまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 九月の議会の折にね、質問に使わせていただくのに皆さんに分かりやすいようにということで資料の配布をしていただいて、その中に実質公債費比率、これはもう右肩上がりにずっと上っていくと、今言っている将来負担比率も今後緩やかにではあるが上がっていくという答弁ですね。

もう少し具体的に分かりやすい見込み、できる範囲で結構です、答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

当該指標は年度ごとの決算による余剰金の基金への積立てにも大きく左右される指標でございますので、具体的な見込値につきましては、今回答弁は差し控えさせていただきますが、大体借入金のうち交付税未措置額、いわゆる真水の額とか、あるいは基金の積立金の方で大体五條市の一般財源総額から換算しますと、八千万円程度で一ポイント増減していくものと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） ということは、八千万円で一ポイント増減すると、これは将来負担比率ですか。公債費比率はまた別ですか。ということは、先ほど言うていた基金、平成二十九年度は基金の積み立てがあったから改善されたと、九月にお示しいただいた資料では今後五年間で全ての基金、トータルですよ、トータルで約十八億円の減少になるうと想定のお棒グラフなり折れ線グラフなりあったと思うんですよ。そこからいけばね、十八億円を今言う八千万円ですか。それで割ったら大体二二、三ポイント、端数は別にしてね、それぐらいに影響があるという想定になると思うんですけども。

数字だけ言ってもぴんときませんけれども、当市の将来、将来財政に計り知れない影響を及ぼすのと違うのかなと、二二、三ポイントって一言で言いますけれども、大変大きな影響を及ぼすのと違うのかなと思います。またそれも改めて御指導いただきにありがとうございます。先の方で、「財政の健全化に向け、市債残高の縮減に向け鋭意取り組んでまいりたい。」と答弁されています。言っていることとやって

いることが矛盾を感じませんか。

前回も申し上げたように、議会という神聖な場所で我々議会議員の発言は市民の声の代弁であると認識を持って答弁いただき、その答弁には責任を持って実行していただきますことお願いしていると思います。これ以上申し上げませんが、理事者各位におかれましても、そのことを十分に認識していただいた上で、「確かな未来へ向けた財政運営」につなげられますようお願いしまして、次に移ります。

二つ目です。

同規模自治体との比較による検証についてでございます。

私が財政状態を危惧するようになり約三年、ちやうど今年の財政健全化審査意見書に記載される「普通建設事業費は平成二十七年度から飛躍的に増えており、それに伴い地方債残高が増加に転じ元金償還額が増加している。」とある。こういう指摘を監査委員さんから受けておる。ちやうどそのころと同じ時期にほぼ同じくして、私が財政を危惧するようになったと。これは監査委員さんも私も同じことを思っておったのと違うのかなと思います。

皆さんも御存じのとおり、このころから多額の事業費を要する建設事業が数多く進められ計画されています。私たち議員は毎年、様々なところに行政視察に行かせていただき研修させてもらっています。そんな中、行った先の自治体のまちづくりは、どのようにされているのか。地理的に周辺環境はどんな位置付けにあるのか。人口の増減はどうなのか。そのまちの財政状況はどうなのか。いろんな観点から行き先が決まれば事前に調べるようになりました。また視察研修やホームページの閲覧などにより、他の自治体の財政状況を確認した場合、財政健全化比率が本市と大きく異なることに驚くことがしばしばあります。

市の財政状況をより正確に把握するためには、国の基準のみで判断するのではなく、例えば事情の似通った自治体との平均と比較し、検証することも必要ではないか。またそれを分かりやすく市民に公表することも大事ではないかと考えるところです。

例えば、新庁舎建設における説明資料の中に、他市との比較ということで、過去に七市二町一村を御紹介されていますが、それを検証すると財政健全化指標の一つである実質公債費比率をとってみますと、一桁台が六箇所、そのうち四箇所が当市の半分にも満たない七パーセント未満である。二桁台の残り四箇所も一〇パーセント台が二箇所、一一パーセント台が二箇所と、いずれも当市のそれとは掛け離れ、当市を基準に見ると他市はすこぶる良好に見えてしまうのです。

そこで、「将来負担比率」及び「実質公債費比率」について、同規模市区町村との比較検証を行った場合はどうか、特に合併を行った市区

町村の状況と比べてみることも一考かと考えますが、これに関しては総務省出身の政策企画監に答弁を求めます。

○議長（平岡清司） 細川政策企画監。

○政策企画監（細川敬太） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

総務省では、全国の都道府県、市町村を対象に年度ごとの決算の状況を調査しております。

各団体の政策や実施事業など財政を取り巻く環境等も異なることから、数値の比較をもって、直ちに財政状況の良し悪しを判断することは難しい面もございますが、統計資料を基にした人口規模や産業構造が本市と同程度である、すなわち類似団体との比較、検討は比較材料の一つとしてその活用を努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） ということは、実施されるという方向で検討していただけるということですね。

やはり統計データを活用した五條市の客観的な状況分析は重要であると考えます。統計情報から多角的な分析を行うことにより、計画的に効率よく効果的に市民の皆様へ負担の少ない事業計画を立てることができ、市民の皆様へ安心していただける行政運営につながるものと考えます。今の五條市のように無理な大型事業計画を押し進めると、財政面だけでなく、考え方も硬直化しがちになってしまっているような気がします。是非客観的な統計データを活用した分析方法を導入していただき、財政面、考え方において、柔軟かつ適切な行政経営並びに市民の皆様へ御理解をいただきやすい情報提供に努められますことをお願いしまして、次に移ります。

三つ目の財政健全化審査意見書についてでございます。

去る九月定例会において報告された財政健全化審査意見書の内容に対するお考え、及びその扱いについてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司） 吉田理事。

○理事（吉田暁史） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

財政健全化法に基づき作成した財務書類については、数値の客観性及び内容の正確性を担保する必要があることから、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、内容を公表することとされてございます。

去る九月定例会で報告されました監査委員意見書では、普通交付税の減少や大型事業実施に伴う地方債残高の増加等により、本市の財政状

況はさらに厳しい状況に推移していることが指摘されております。

今後の財政運営に当たっては、監査委員の御意見を真摯に受け止め、不要不急の経費の削減や行政改革等の更なる推進等により、一般財源の確保に努め、今後の予算編成に臨んでまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）今答弁していただいた経費の削減であるとか、行政改革の更なる推進だとか、そういうことに十分注意して健全な財政運営を目指す等々、今まで幾度となく同じような答弁をいただいております。これは吉田理事だけでなく何代もさかのぼって歴代総務部長から同じような答弁をいただいております。にもかかわらず、いまだに同じような答弁をいただかなかん。まだまだ改善していただく余地があるのと違うのかなと思います。

去る九月議会において、監査委員により報告された「平成二十九年財政（経営）健全化審査意見書」によれば、本市では、実質公債費比率及び将来負担比率ともに、危険水域とされる国の基準を下回っている状況ではあるものの、普通交付税の減少や大型事業の実施に伴う地方債残高の増加などにより、本市の財政状況はさらに厳しい状況で推移しており、一層、将来を見据えた計画的かつ効率的な財政運営が必要とされている。」とあります。これは、現在の比率に関わらず、監査委員として今後の本市の財政運営に強い警笛を鳴らしているものと私は理解したところであります。

あえて申すまでもなく、監査委員は独立した立場で執行機関の監査を行うとともに、市民の公益を守り、公正な行政を保証するための機関であり、理事者側はもとより議会側としてこうした監査委員からの指摘を重く受け止める必要があると考えます。

平成二十九年度の状況については、既に決算認定がなされているため、ここで改めてお話しするつもりはありませんが、しかしながら今後の予算編成、新年度もしくは補正の審議、審査などにおいて、一般の監査委員の指摘のとおり理事者側から提出される予算（案）にどのような反映されるのか、議会側の立場として、今後もしっかりと監視させていただくことを申し上げておきます。

最後に、市長にお尋ねしますが、先ほどの答弁にもあったように「監査委員意見書では、普通交付税の減少や大型事業実施に伴う地方債残高の増加等により、本市の財政状況はさらに厳しい状況に推移していることが指摘されております。」とあり、また先の九月議会の答弁において「借金の状況は厳しいが、今どうしてもやらねばならない。借金を増やすことは、市民に負担を掛けるが、先を見越した私の理念で

やっております。」と答弁いただいております。市民の公益を守る立場にある、あなたの言う理念について答弁願います。

○議長（平岡清司） 太田市長。

○市長（太田好紀） 四番牧野議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

監査委員の意見書に関しては謙虚に受け止めて、毎年財政部局と連携を取りながら協議をしております。

いろいろな形の中で今日までいろいろと財政状況が厳しいということを昨今までの総務部長を始めということをおっしゃってございましたけれども、当然そういう危機感を持ってやっていくことは大変重要なことであろうかなというふうに思っております。

今後大変厳しい状況の中進めていく中で、やるべきことはきちつとやっていく、そういう一つの方向性が当然大事であろうかなという、時限立法、平成三十二年で過疎対策事業債、一旦時限立法が切れます。そうなると大変これからその先というのは不透明な形になっていく。今やれることはちゃんとやっていくということが大事であろうかなというふうに思っております。そういう観点の中から、今後にまいりましても、いろんな状況を駆使しながら当然縮減するところは縮減していく。またやるべきことはやっていくという、そういう観点から進めていかなくてはならない。市民の生命と安心を守るべくこれからもあらゆる面で考えてまいりたい、そういう観点から財政の厳しい状況でありますけれども、その辺は謙虚に受け止めながら進めてまいりたい。

今日、たまたま国の方から特別交付税の内示がきたわけでありまして、前年度よりも上がっているということ、すごく有り難いなと、これからも国へ要望しながら地方交付税もしかり、いろいろとこれから国の予算もできるだけ獲得できるように国会議員を始め関係各位と連携を取りながら進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 今の市長の答弁だったら、来年度の交付税が上がったということですね。今までの答弁から言ったら交付税が減少する傾向であるという見込みですときておったと思うんですよ。それがどういうわけか今の話では上がってきていると、上がったらやっぱりまた使い道ができるだろうと思えますけれども、ただそうやって上がったからといって使ってしまったのでは、いずれまた付けが回ってくるのかなど。いずれにしても、市民の公益性を第一優先に考えていただいて、取り組んでいただくことを願って次に移ります。

四つ目、学校適正化事業について。

(一)です。主旨・目的についてお尋ねいたします。現在、各学校や地域に対し、幾度となく説明会、審議会等を繰り返し粛々と進められておられる学校適正化事業の本来の主旨・目的を改めてお尋ねいたします。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 四番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

子供たちの未来は急速に進む高度情報化、国際化に伴う技術革新によって産業構造や就業構造も変化するなど、社会の在り方そのものが大きく変化する状況の中にございます。

こうした中で、未来を生きる子供たちには、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要になります。

そのためには、教育の在り方も一層深化させる必要があり、社会で主体的に「生きぬく力」としての「学力」、「体力」等を高める必要があります。

加えて、本市では、少子高齢化の進行により児童・生徒数が大きく減少し、今後さらには減少することが予想されています。そのため学校の小規模化が一段と進み、より良好な教育の提供に様々な課題が生じることも懸念されます。

このような背景を踏まえ、教育課程、小・中学校の規模や配置の適正化を進めることによって、将来の五條の子供たちにより良い教育環境を整え、五條市のまちづくりに大きく貢献していくために学校適正化を推進、実施するものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 以前にも委員会でもちょっと触れたことがあるんですけども、よくよく改めて教育とは何なのかということを僕なりに調べて、そこにね、こういうようなことが載っていました。

『日本の国の教育に関する歴史をさかのぼると、施政に当たる人物で、日本史上最も早く教育に関心を示したと言われるのは飛鳥時代の政治家、聖徳太子であり、彼の教育思想、「一乗思想」が色濃く反映されている。つまり、全ての人に等しく教育を説き、理想の実現と人間平等の考え方があります。その後、大宝律令により教育制度が確立され、鎌倉時代から室町時代には、京都の貴族や仏教寺院や学識僧が徐々にその担い手として台頭し、武家階級という新たな社会層も、自らの後進のために、学問を身に付けるための施設、学校の整備に配慮するよう

になり、江戸時代後期の教育制度は諸藩では藩学（藩校）・郷学・塾（私塾）を設立して子孫の教育を行った。また、庶民の個別指導教育として寺子屋が開校。これらは全て我が国の学校制度の始まりとされている。』

このように、先人たちが、それぞれの時代に様々な状況下で教育に力を注いで来られ、今の日本の国の繁栄があるのではないかと考えます。全世界を見渡すと歴史的に教育に力を注いできた国と、そうでない国とは歴然とした違いがあるように、それほど子供たちに対する教育は、確かなまちの未来に重要な位置付けにあると考えねばなりません。

昨今、説明会に出る意見、または今計画されている案はその辺のところ反映が薄く、地域から学校がなくなるであるとか、ここの学校は残す残さないだとか、もちろんそれぞれの地域における学校施設の存続の重要性は十分理解させていただいた上で、本来の教育の主旨・重要性に自信を持って説明し、学校適正化事業を進めなくては、単なる統廃合としか認識を得られてないのではないかと。今一度、教育の原点に立ち戻って、いつも教育長のおっしゃる教育を通じたまちづくりに、すなわち他所も羨むような五條市の教育環境の構築を目指して取り組まれますことを願って、次に移ります。

二つ目です。

小中一貫教育について。この小中一貫教育について、その考え方、現状・展望について答弁願います。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 四番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

小中一貫教育とは、小・中学校の教員が「目指す子供像」を共有し、九年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を行うことです。

本市においては、学校適正化に示される三つの中学校区において小中一貫教育を進めていきます。

現在は、中学校区ごとに小中連携を進めており、例えば地域コミュニティと一体となった学校の在り方を追究した「ふるさと学習」の取組に力を注いで、合同で体験活動を行っている校区や、互いの授業を見合っって合同研修を行うことにより、小学校の学習が中学校にどうつながるか、中学校の学習までに小学校でどこまで教えているかを小中の先生が共有している校区など、それぞれ小中を通じた連携を図っています。

また、他の校区では、小中一貫教育をモデル的に取り組み、教員の乗り入れ授業や交流・合同行事などを進めています。

市としては、今後適正化が進む平成三十五年度に小中一貫教育の体制を整えることを目指していますが、小中の共通理解のもと、早い時期に小中一貫教育が実施できるよう支援していきます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 今の答弁では、地域の实情に応じて地域格差があるように聞こえたのですけれども、先ほども申し上げたとおり、全ての人に等しく教育を説き、人間平等の考え方とは若干のズレがあるように感じます。

私たちは、ふるさと五條で育ちました。そして今、世代を超えて少子化が進む中、そのふるさと五條で育まれる子供たちのために聖徳太子の教えにある「全てのの人に等しく教育を説く」という理念に基づいて小中一貫教育の確立につなげるべきだと考えますが、教育長の見解を短にお願いいたします。

○議長（平岡清司） 堀内教育長。

○教育長（堀内伸起） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま議員からは私たちが教育を進める上で最も大切にしなければならない教育の機会均等、先ほどは全ての人に等しく教育を説くという観点から聖徳太子の思想を示して説明をいただきました。そのとおりだと私も思っております。教育本来がその目的を達成するために、今回これから迎えるであろう子供たちが社会をどのように生き抜いていくのか、一人ひとりの力をしっかりと高めていくことが大切だと思います。

このたびの学校適正化は市内の全ての児童・生徒がそういった観点から等しく教育の成果を享受できるように、将来の教育の体制を整えるために行うもので、その手法として小・中学校の九年間を貫く小中一貫教育を進めるものであります。

今校区で進められている取組には確かに違いが見られますけれども、その特色は大切にしながらもその成果が等しく子供たちに届けられるよう教育委員会では点検をしながら役割を果たしていきたいというように思っております。

そして五條で学んで良かった、五條で学ばせて良かったと評価いただくような教育環境を整えたいという想いをもって、精いっぱい頑張っていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 特色のあるということでおっしゃられていますけれども、やっぱり五條市で育まれる子供たちは、西吉野地区でおられる子

供さんも、北宇智地区でおられる子供さんも、阪合部地区でおられる子供さんも、牧野地区でおられる子供さんも、みんな五條市の子なんですよ。それがね、その地域によって格差があるというのは、それはさっきから言うている平等性に欠けるのと違うのかなと、今後この学校適正化事業と並行して小中一貫教育を進められる中であって、その辺はある一定基準に近づけた平等な子供さんに対する教育を施していくということが第一番ではないかと、やっぱり先ほど教育長もおっしゃられたように五條で学んで良かったと、これだけやったら適正化をする意味がないと思うんです、教育長。私が今まで適正化を肯定的に取り組んできたのは、教育長のおっしゃるこの学校適正化を通じて五條市のまちづくりにつながりたい、他市の方が羨ましがするような教育環境を構築していきたいんやと、強い思いを語っていただいたので、どこに学校がいくとかいかんとかそういう問題ではなくて、五條市で育つ子供たち、また五條市で構築された教育環境が他所から比べたらすごいな五條市はと、そういう教育環境を構築していただきたい。それによって五條市の魅力の発信につながるのではないかという思いで今まで見守らせてもらっていますので、今後も今言ったようなことは最低限、市内におられる子供さんは最低限同一の教育を施し、また他市の子供さん、親御さんには、五條市はええなあ。五條市はすごい教育環境やな。うちの子もこれから学校行かすんやったら五條の学校に行かそうかと思ってもらえるような教育環境の構築を目指していただけたらと思いますので、それには最低限の条件は一つひとつクリアしていかなあかんと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に移ります。

五つ目です。まちの確かな未来の取組についてでございます。

一つ目、事業計画について。御承知のとおり全国の地方都市では、過疎・少子高齢化が大きな社会問題となっており、本市においても、近い将来、地域コミュニティ（単位自治会）の維持も困難になることが危惧される状況であります。

こうした中、持続性のある地域社会形成のため、実現可能で、より効果的な事業計画の立案が不可欠と考えます。しかし、過去の例のごとく幾ら見栄えの良い計画を立案したとしても、実効性が伴わず、加えて確実な財源の裏付けがなければ、それはまさに絵に描いた餅にすぎません。

確実な財源の裏付けがあり、その上でしっかりとした事業計画の立案がなされる、これは、過疎・少子高齢化が著しい本市のような自治体に求められる今後の大きな課題ではないかと考えます。

そこで、本年四月より過疎地域の振興を所管する総務省から赴任されている細川政策企画監に、本市の現状を踏まえ、今後の事業計画の策

定などに向けた所見をお伺いしたいと思います。

○議長（平岡清司） 細川政策企画監。

○政策企画監（細川敬太） 四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのとおり、過疎化・少子化、こういったものに対する計画として、国で言ういわゆる地方創生だと思いますが、この観点から計画を立てる必要があるものと認識しております。

本市につきましても、人口減少が著しく、その現状については私も承知しているところでございます。そしてその歯止めを掛けるための方を策を企画するのが政策企画監である私の使命だと認識しております。

そのため、私はこの四月に本市に赴任してから、まずは五條をよく理解するため市役所職員として、又は一五條市民として、平日、休日問わず、市内の様々な場所に直接足を運びその魅力に触れてまいりました。

魅力の例を挙げれば切りがありませんが、例えば、五條新町、重要伝統的建造物群保存地区にも指定された江戸時代からの伝統ある町並みが醸し出す雰囲気には、日本の情緒や風情を感じずにはいられませんでした。

また、榮山寺に初めて訪れた際、菅原道真や小野道風といった著名な歴史上の人物にまつわる貴重な国宝があり、さらにそれが直接手に触れることができるということに非常に感激いたしました。

また、五新線の実らなかつた壮大な物語そのものに感慨深さを感じるとともに、私自身も五新線跡地を実際に歩いてみましたが、トンネルが醸し出す厳かな雰囲気と、橋りようから見渡す色鮮やかな柿畑の風情が忘れられないものとなっております。

さらには、大塔の星も魅力的でございました。「ロジジ星のくに」に宿泊いたしました。そのときに天文台の天体望遠鏡から覗いた月や星の輝きはその美しさとともに感動すら覚えるものであります。

以上申し上げた魅力に限らず、五條にはまだまだ大変魅力的な資源が多く存在します。一方でまだまだ活用が不十分な「眠れる資源」も多く、非常に「もったいない」というのが私の第一印象でございました。

私は、こうした「眠れる資源」を有機的につなぎ合わせ、稼げる資源として活用し、五條全体を「稼げる地域」とすることが、この厳しい現況を打破するための重要な方策と考えております。

そのためには、市内の事業者の連携、地域全体のプロモーション活動、観光・集客受入体制の構築、ブランド構築を牽引する地域製品の企

画・販売促進等について、総合的そして体系的に取り組む必要があると考えます。

また、時代の流れを読み、本市が目指す市場に適した取組を、戦略的・機動的に展開するため、責任感と危機感を持って取り組む主体が必要ですが、従来の行政を中心とした取組では、行政への依存体質が色濃く出てしまい、「稼ぐ」といった目標から遠ざかる傾向にあることから、官民協働で、オール五條として地域資源を活用し、独立採算で運営できる組織、いわゆる「地域商社」を組成することが必要と考えております。

この地域商社が、従来の個別の取組を束ね、本市の様々な資源を有機的につなぎ合わせることで、市内の各産品・観光資源の付加価値を向上させ、農林業を初めとした各種産業の魅力向上へと広がり、それがひいては五條市を「住みたいまち・働きたいまち・訪れたいまち」として選ぶ後押しとなり、人口減少に歯止めを掛けられるものと考えております。

以上が私の持論でございますが、これは企画政策課を中心に本市で取り組んでいる地域商社事業そのものであり、私は政策企画監としても、引き続き地域商社事業の推進に励んでまいりたいと考えております。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）この際、申し上げます。牧野雅一議員の一般質問の残り時間は約十五分です。四番牧野雅一議員の発言を許します。

○四番（牧野雅一）今答弁いただいたように、五條市に赴任していただいてから私も一度お話しさせていただきました。五條のまちをしっかりと知ってくれと、自分の目で確かめてくれと、その上でいい企画を立案してくださいということをお願いしました。実際これを実行していただいているということが今明らかになりました。

もう一つね、もう一つ踏み込んで言えばね、やっぱり見てくるだけと違って、次は聞いてくる、やっぱり市民の人と触れ合うことによつていろんな話が聞こえてくると思います。それも今後の事業計画につなげていただきたいと思っています。いろんな人から聞こえてくると思います。どんな話もいろいろ聞こえてくると、でもどの話が事実なのかそうでないか、ということは十分御自分で認識した上で、事実に基づいている企画、企画を立てていただけたらと。

本市における事業の主な財源は過疎対策事業債であることは先ほどの話のとおりやと思います。しかし幾ら有利とはいえそれはあくまで借金であり、借入額の三割は国から確実に返済を求められます。

厳しい財政状況の中、ただこうした起債だけに頼るのではなく、少しでも歳入を増やし、ゆとりのある事業計画を立てることが必要ではな

いかと考えます。

今政策企画監がおっしゃっていた地域商社、これも一つの術だと思えます。そういう形で何とか自主財源を今三十億円そちこちですか、公債費にも満たない収入しかないのに借金をそれ以上に返していかなあかんと、こんな厳しい財政状況はないと思うのですよ。やっぱり三十億円余りの自主財源というか市税収入、歳入ですね。それをいかにして四十億円、五十億円に上げていくのか、はたまたそれ以上に今言う稼げるまちにつなげていくのか、ということをしるんな形ですね、そういう稼げるものに投資していかないと官だけの考えでお金を使っているのでは減る一方です。さっきも言われたようにね。官民協働でということをはったと思うんです。やっぱり民の知恵も力もお借りして一緒にやっていく、それで五條のまち全体でいろんな形で稼げるまちを作っていくというのは重要なことだと思います。是非それはお願いしたいと思います。

一つ例を言いますと、今年伊豆の国市というところに視察に行かせていただいて、その市長さんが是非視察、このまちに来てくれたんやったらここだけは見えて帰ってくれと言ってその市役所から我々の移動手段をワゴン車一台で職員さんが運転してその場所まで案内していただきました。それはそのまちにとっては自慢したい、これを見て帰ってくれと、何があるのか、葦山反射炉という、これは世界遺産に登録された歴史的な建造物というかな、細かいことを言ったら時間が掛かるのであれですけども、その担当課の方が我々に説明していただいたのが、この世界遺産の登録をする前は毎年十万人の観光客がおいでになられていたと、それを何とか違った形のものにできないかということとで十二億円の投資を行いその周辺の整備、もしくは隣接する地権者の方の土地をお譲りいただききちつとした一つの公園の環境整備が整った、その上で今まではなかった事業費を注ぎ込んでガイドンセンター、そこで入館料五百円をいただくような体制を整えたと、今まで無料やっただと思うんですけどもね、この十万人が来られることをどうにかしてつなげられないかなという発想やっただと思います。世界遺産の登録された初めての年は今まで十万人の来訪者が七十四万人に膨れ上がったと、さすがに次の年は四十万人に減りましたと、そこから二年たつて二十万人に減りましたと、でも何もしないときより十万人増えているわけなんですよ。この二十万人の観光客を何とか維持していく方法を今検討しておられます。例えば毎年二十万人来られることを維持していけば五百円の入館料だけで一億円の収入を市が得られるわけです。十二億円を事業費につき込んだけれども、国や県からの補助金なり何なりが約四億円、実質市が持ち出したのが八億円と言っていました。もう十分に市の持ち出しは償却できておるかなと、これからは毎年一億円の収入を得ていけるのかな、またそれだけの方がそのまちに訪れたらお土産も買います。そこに行ったらお土産物売り場がありました。観光バスもどんどん入ってきていました。そのまちは温泉街で、いかにし

てこのまちの一つの地域産業である旅館、宿泊施設、これをもっと有意義にここで来訪者にお金を使っていたらどうか、そういう工夫も考えておられました。一つの軸をこさえて、さっきおっしゃられていた例えば五條新町通りであっても、五新鉄道ですか、そういうのも十分磨けばまだ光る地域資源はたっぷりあると思うのですよ、そういうのを一つ挙げて、どうすれば稼げる資源になるのかということも参考にしていただけだと思います。たまたま視察に行った先でそのまちの方が自慢げにこれは見て帰ってくれと言っていたら、ああなるほどこれは自慢できるなど。五條でも何かそういう、磨けば同じようなものに近づけられるものはないかなと思うんです。確かに今細川さん言うように、まだまだあると思いますので、それをしっかりと、もう見て歩いてくれたんやから、今度はこの五條のそれに対する歴史的なことを役所の中の机の上だけでいろんな情報を集めるのではなくて、地域の、特に年配の方やとかそういう方々に聞いて歩いて触れ合っているような情報を収集した上で企画していただいたらより良いものができるのと違うのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

また現状、市税収入のほか、私独自の創意工夫により収入の増が見込める代表的なものとして、確実に収入の増が見込める、今言っていた話はこれからの事業計画次第だと思うのですけれども、今現在ある中で収入の増が見込める代表的なものとして、昨日の一般質問でもちよつと触れられておりましたが総務省が主導するふるさと納税があります。この制度の充実に向けた今後の本市の方策などについて改めて細川政策企画監に、昨日の答弁と被らない範囲で結構ですので、答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）細川政策企画監。

○政策企画監（細川敬太）四番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

本市のふるさと納税制度のより一層の活用方策としては、例えば本市のふるさと納税について、市外の方々が多数訪れるイベントでパンフレットを配布して、市外の方々に広く周知する。あるいは奈良県人会等の奈良県出身の方々が多く集まるイベントでパンフレットを配布して市外在住の五條市出身の方々に広く周知する。あるいは本市の観光大使に本市のふるさと納税をPRしていただくといったことが考えられます。

さらには、イベントへの参加や五條市ならではの体験を農産物等と組み合わせ、新たな返礼品として設定する、これは昨日伊谷議員への一般質問で申し上げたことと被りますが、こういうことが考えられます。

いずれにせよ、本市のふるさと納税制度が利用されることは歳入増に加え、本市のPRにもつながることから、国が定めるふるさと納税制度本来の主旨も踏まえつつ、本市における活用方策について検討してまいりたいと思います。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 牧野議員、残り時間は五分です。牧野議員の発言を許します。

○四番（牧野雅一） 現在、市には地方創生に係る総合戦略や過疎計画など、多くの計画が存在していますが、観光や福祉、そして教育など、それぞれ切り口は違っても、いずれも地域振興や市の活性化につながるものであり、つなげなければならぬと考えます。

冒頭にも申し上げましたが、「絵に描いた餅」になってしまっただけの意味がない、財源確保のためにはふるさと納税を始めとした新たな歳入の掘り起こしも大変重要であります。

それぞれの計画が根拠と裏付けを持って関連し、まちの確かな未来に向けた取組へのしつかりとした礎となるよう、今後も市の各部署が連携して取り組まれることを強く要望したいと思います。

今の五條市を見て、これだけ人口が減少しているということは、五條市で育ちながら他所に移り住まれた方がそれだけおられるということであると考えます。

先日、プライベートで数十年ぶりに、市外に移り住んだ私の同級生からゴルフのお誘いを受け、時の空白を忘れ一日楽しくプレーを楽しみ、その会話の中で、それぞれの現状も話題になりました。そのときふと思いつき、この同級生の人らはふるさと納税をどう考えているんやろと、ふるさと五條市の現状を話し、彼らにふるさと納税をお願いしたところ、検討していただけたということになって、それぞれ遠路ふるさとを後にされました。

私の年代になって他所に移り住んだ人はそれなりの立場になってそれなりの収入を得て暮らしておられました。だからそういう人たちに五條の現状は今こんな厳しいんやと、だから同じ税金を払うのだったら五條に払ってくれへんかということをお願いしたのです。そしたらそれは必ず検討すると、約束まではしていないけれども検討するということを言っていたいています。だからこれは私の私見ですけども、五條市から他所に移り住まれた方々にふるさと納税の現状を御理解いただいて、ふるさと五條のために助けを請うのも一考かと思えます。またそれを検討されることも願いたいと思います。

最後になりましたが、細川政策企画監には、これからも国からの目線で市の各種施策の方向性を御判断されるとともに、様々な角度から良識ある御指導いただくことをお願いし、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平岡清司）以上で四番牧野雅一議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため、二時十五分まで休憩いたします。

午後二時一分休憩に入る

午後二時十四分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。

次に、十二番大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず大きな一、義務教育の無償を明記している憲法第二十六条に基づく子育て支援について。

（一）生活保護費削減による就学援助費等への影響についてでございます。御存じのように安倍政権と政府は、この十月から三箇年掛けて生活保護基準の引下げを進めております。引下げ額は政府の負担額といたしまして、二百十億円を目途とした生活保護費の引下げを進めるということでございます。どういふところに影響があるかといいますと、住民税、保育料、就学援助等々の基準に影響があるということでもあります。その引下げの理由は生活保護者の収入よりも低い所得の方々が増えたから、低い人に生活保護費を合わせるために引き下げるんだというのが理由なんです。これは結果としてこの間のアベノミクスが生活保護世帯の皆さん方の収入よりも低い方の、そういう方々を増やしたということになるわけですね。だからやっぱり、本当はアベノミクスによって生活保護基準以下の皆さん方の収入をいかに引き上げて生活保護基準の皆さん方と近づけるかという、この施策が今最も重要であると思えますけれども、安倍政権と政府は逆に生活保護基準を引き下げるといふ、このいわゆる計画を進めているところでもあります。もう十月から進んでおりますから、ぼつぼつ日本のあちこちで影響が出ております。例えば横浜市は一年生の皆さん方で、一千人近い人が就学援助費を受けられなくなっているという状況

ですね。その他にも影響があると思いますが、五條市の中で就学援助費が受けられなくなっている状況はないのか、また就学援助費以外の面でもマイナス面の影響が出ていないのか、ちよつとその辺、答弁してくれませんか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

今年十月に生活保護法が改正されたことにより、義務教育の児童・生徒がいる被保護世帯への影響につきましては、金額が変更される給付が三種類ございます。

まず、教育扶助費の基準額が増額され、小学生は月額二千二百十円から二千六百円へ、中学生は四千二百九十円から五千円へと変更されます。

次に、入学するときに必要なランドセルや制服の購入費など、入学準備金の上限が小学生で年額四万一千六百円から六万三千百円に、中学生が四万七千四百円から七万九千五百円へと増額しております。

また、クラブ活動等に使う費用としまして、学習支援費につきましては、これまで一律で小学生月額二千六百三十円を、中学生は四千四百五十円を支給しておりました。十月以降は、申請に対して年間の上限額内で支給することとなり、グローブ・水着など運動部で使うものや、楽器・画材道具等文化部で使うもの、また大会に参加するための費用もその対象となっており、上限は、先ほどの月額を十二箇月として計算しますと小学生で三万一千五百六十円から一万五千七百円へと減少しますが、中学生では逆に、五万三千四百円から五万八千七百円へと増額となります。

個々の事例につきましては、増加・減少はありますが、申請をすることにより、被保護世帯の子供がクラブ活動を行う場合、限度額内で必要な費用を実態に即して給付することができます。また、事前に申請をすることで、費用を立て替えることなく、給付できるようになります。また、児童手当などの児童に係る三手当についての変更はございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）十月からスタートして今十二月ですからね、この間においては答弁のようにプラス面、しかし一部マイナス面もありましたね。だからこれから三年間掛けて引き下げていきますからね。これからはどうなるか分かりませんが、五條市の影響を早く捉えて五條市

全体としては大変ないわゆる保護費の基準の引下げ、それに伴うマイナス面が生じるという可能性もありますから、ひとつ気を付けて、そしてまた早く政府へ上げなければならぬ意見も早く上げるといいうことが大事だと思えます。

同時に、基本的には生活保護以下の皆さん方をアベノミクスが作っておきながら、その低い方に合わせるために生活保護基準を引き下げるといいう、これはなくすべきではないかといいうことを奈良市長会、全国市長会、知事会等々の皆様の協力もいただいて、政府に意見を上げられることを強く要求しておきたいと思えます。

次いきます。

(二) 給食費の負担軽減でございます。御存じのように、給食費も義務教育の一つとなるわけでありまして、この間文部科学省が七月二十七日、全国の一七四自治体の学校給食無償化を調査しております。それを発表しておりますけれども、小・中学校で完全無償、一部補助を実施しているのは五百六自治体のうち二九パーセント、小・中学校で完全無償と一部補助を実施しているのが、五百六自治体で二九パーセントだったといいうことを文部科学省が発表しました。その中でも特に群馬県は今年の六月時点で完全無償化は十自治体、一部無料及び補助は十三自治体、県三十五自治体のうち二十三自治体、六六パーセントが無償化に足を踏み出しているといいうことが報告されております。このいいう日本の中でも群馬県が先陣を切って給食費の無償化を進めているといいうことでございまして、群馬県の関係者の意見はどういいう考え方でいいう無償化を進めているのかといいうことを明らかにしておきますと、山間の地域では人口が激減し大変と、なるべく地域で生活していただくための子育て支援策のためにいろいろやっているけれどもその一つだといいうことで頑張っておられます。これは五條市にも非常に良い教訓として言えるのではないかと思えますけれども、ひとつ五條市も完全無償化をすぐには言いませんけれども、やはり一部負担等々を含めた負担軽減に今子供さんが少ないといいうことで、一方では八校ある小学校を四校に、五校ある中学校を三校にするといいう、適正化の計画が進められている状況ですからね、いいう人口減少食い止める、若者の定住につなげるといいうような学校給食無償化も踏み出すべきではないかと思えますけれどもいかがですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

学校給食法第十一条の二において学校給食に要する経費、いわゆる学校給食費は、「学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に定める保護者の負担とする。」とあることから、本市におきましては保護者負担のもと学校給食を提供しております。

市としましては、生活保護世帯に対し教育扶助として給食費を全額支給し、また準要保護児童・生徒に対しては、就学援助として給食費全額の補助を行っていますが、全ての児童・生徒を対象とした助成は行っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 学校給食法を根拠に答弁されましたけれどもね、憲法第二十六条には、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」とこうあるんですね。学校給食法も大事ですけども、やっぱり憲法の精神、この目標に人口も減り、少子化になっておるわけですから、併せて頑張っていたかどうかということ強く求めまして、次の質問に移りたいと思います。

（三）給付型奨学金制度の拡充についてでございます。

御存じのように安倍政権も昨年ごろから、大学生の皆さんやら保護者の皆さん方の大きな声に押されまして、大学生に対する給付型奨学金制度を設けるというふうに発表しまして、しかしなかなか進んでおらないわけですけども、今安倍政権、政府が考えている給付型奨学金の制度は、本当に対象者が少ないのが特徴ですね。去年の調査ですけどもね、大学生の授業料は、国立は年間五十三万円、私立は年間八十六万円、返済が必要な奨学金を月八万円借りている大学生は全国で百三十二万人。これが現状なんです。そんな中で安倍政権は給付型奨学金を実施すると言ってますけれども、今政府の構想の中身は対象はわずか二万人ですね。返済を必要とする奨学金の借りている人が百三十二万人おるにもかかわらず、二万人しか対象にならない。

したがって、まだまだこれは不十分だということを国民の皆さん方に明らかにして、国民の皆さんと市民の皆さん方とともに今の大学生の借金状況に応じた給付型奨学金を作れという要求をやはり県を通じて政府に届くように、市長会、知事会とも連携で取り組むべきだと思いますけれどもいかがですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

大学進学に関わる費用については、所得の多寡にかかわらず相当額が必要となるため、所得の低い世帯ほど所得に対する進学費用の割合が高くなり、その経済的負担が重くなっているのが現状です。

こうした中で、議員お述べの給付型奨学金は、進学希望があるにもかかわらず経済的な理由から断念せざるを得ない者の進学を後押しする制度であり、教育委員会としても意義のあることと捉えているところです。

各高等学校による推薦に当たり、成績が優秀であること、住民税が非課税世帯であること、または生活保護受給世帯であること等の給付基準が設けられていますが、その制度がさらに拡充されることは、高等教育の保証に向け大切であると考えます。

現在、全国市長会及び全国都市教育長協議会を通じ、制度拡充に向けた要望を行っているところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）全国大学院生協議会、そしてまた大学の学生の方々も昨日、また七日と連続してこの奨学金制度の改善を求めて国会議員に要請しています。昨日は東京の何とかという駅前で大学生ばかりが集まって、街頭宣伝していますけれども、そういう状況からしても大変な厳しい状況で大学に行って頑張っているという状況ですからね。一層政府が確定するまでに多くの皆さん方の声を政府に届けるのが大事ですからね。ひとつ今からでも頑張っていたきたいというふうに思います。

それでは次にいきます。

大きな二番、学力につながらない全国学力テスト等の中止についてでございます。

御存じのように全国学力テストは二〇〇七年から始まっていますね。大変いろいろ問題が起こっておりますので、全日本教職員組合は、全国の小学校六年生と中学校三年生全員を対象に行われておりますので、全国学力テストの実態調査を行っております。その結果を発表しておりますけれども、全国学力テストは今現状では全ての小学六年生と中学三年生がやられておりますけれども、その全国学力テストを行うために、都道府県独自のテストも行われているということですね。

その内容は、全国学力テストの前に特別な指導を行ったのは、全国の小・中学校で四四パーセント、約五〇パーセントですね。行っていないのも約五〇パーセントです。行っているというアンケートに答えた中身は、いわゆる過去の問題の指導をしたというのが七三パーセント、全国学力テストを想定した宿題を出したというのが四〇・六パーセント、それから学力テストを想定した授業を行ったというのが一四パーセントですね。こういうふうに全国学力テストの関連で都道府県独自のテストやら、授業等に教師と子供たちが追いまわられているという状況になっているわけですね。

この調査結果として、全日本教職員組合として見解を発表しています。その見解はこういう内容ですね。全日本教職員組合の宮下直樹書記次長は、全国学力テストが本来の学力とは無縁の点数獲得競争に子供と教職員を駆り立て、本来の意味での学力が歪められていると、全国的な児童・生徒の学力や学習状況の掌握・分析は数年ごとの抽出調査でも可能であるとして、全国学力テストを直ちに中止することを求めています。子供たちを直接担当してくれている、全日本教職員組合の皆さん方が教師に行ったアンケートに基づいてこの見解を出しているんですからね、これはやっぱり真実性がありますし、重要視しなければならぬ見解である、発表だと思っております。だから五條市の教育委員会としてもやはり、政府文部科学省に対して全国学力テストの中止を求めるとともに、奈良県独自でやっている、いわゆる関連するテスト関係は中止するように県の教育委員会にも申出する必要があるのではないかとこのように思います。

都道府県独自の学力テストをやっていない状況を明らかにしておきますけれども、小・中学校ともに独自の学力テストを実施していないのは福島県・神奈川県・長野県・岐阜県・広島県、そして小学校のみ実施しなかったというのは奈良県が入っています。これは間違いないですね。これも併せて全国学力テストの中止を政府文部科学省に意見を上げるとともに、奈良県独自でやっているとしたらこの調査から言えば、中学校は独自テストをやっているということになりますからね。それらもやめるよう奈良県教育委員会にも意見を上げるべきではないかと思えますけれどもいかがですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

全国学力・学習状況調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童・生徒の学力や学習状況の分析をもとに、市の児童・生徒の状況を把握・分析するとともに、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るために行っております。

学力調査は未来を生き抜く子供たちに必要とされる能力を調査することで、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることと、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立するためのものです。

悉皆調査ですので、県内でも特別な理由で受けていない学校はありません。

本市においても、学校教育の大きな目的として、子供たちが将来の進路や生き方を選択するための基礎的な力としての「確かな学力」を身に付けることが重要であると考えます。

今後も教員の授業力向上と子供たちの学力を経年的に分析することで、子供たちにとって学力向上につながる調査と位置付け、実施する方

向でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）五條の教育部長は今の答弁でしたけれども、茨城県つくば市教育長、現在教育委員会教育長をしている門脇厚司さん、この人の見解を明らかにしておきますと、この方が茨木県のつくば市の教育委員会教育長になったときから、もう学力向上というこの四文字は使わないと決めて、それを実行したと、そしてほとんど先生の先生がほととした顔になったと。だから学力テスト対策をやめ、夏休みは教員もゆっくり休むなど教育委員会の権限でできることはたくさんあります。そういう観点で茨木県つくば市の教育委員長門脇厚司さんは、教育長の責任を今果たしているわけですね。こういう教育委員会教育長もおられるということを明らかにしておきたいと思えます。この観点でやはり五條市もひとつ頑張っていたことが大事ではないかなということをお願いして、次に移ります。

次は大きな三番、教職員の長時間労働の解決についてということでございます。

四点の具体的な質問を掲げておりますけれども、その前に文部科学省、政府がこの間行った調査の状況を明らかにしておきたいというように思います。この間、政府文部科学省が教員勤務実態調査を行っております。これは一昨年ですね、対象は小・中学校、この調査によれば教員は月曜から金曜日まで、一日平均十二時間近く働き、休みのはずの土・日も働いています。副校長・教頭の勤務はさらに過酷です。これが政府文部科学省がやった調査の結果なんです。五條市はこれと同じようかどうかは知りませんが、全国調査の結果ですからこれに近い状況になっているのではないかなというふうに思いますね。

なぜこうなったかという原因をやはりはっきりすることが大事ではないかと思えますけれども。その一つは、政府文部科学省が教員の授業時間の負担を増やしたと、具体的にはね、教員一人当たりの授業負担を今までは一日四コマ、一コマ四十五分の授業ですね。一コマ四十五分の授業を今まで一日四コマというように標準で決められておりました。ところが現在は一日五コマないし六コマになっているということです。なぜこれだけ多くなったのか、それは学校週五日制が一九九二年から始まってありますけれども、この週五日制を、教員を増やすことなしに行っているということですね。だから六日から五日に減らされたわけですから、授業の数も減らさなければ、日数が減っているのに、授業の数を減らされなかったら大変月曜から金曜日までの授業は忙しくなりますわね。それが今現れているわけですね。週五日制をスタートしても、授業の内容がほとんど減らされてなかったからこそ、現在教員の一日標準は四コマやけれども、五コマ、六コマも担当しなければなら

ないということになっていることでもありますね。

この長時間の原因のもう一つは、学校の抱える課題が増加していることでもあります。それは先ほど申し上げましたように、国や自治体による全国学力テストや自治体独自の学力テスト、行政研修の増大、土曜授業、教員免許更新制、人事評価、学校評価など多くの施策を学校に押し付けていることは、教員の長時間労働になっているというふうに指摘されております。このように大変な今状況で、世界一忙しい仕事をしておられるということが国連の教育部会でも指摘されております。

もう一つの原因は、いわゆる法律によって教員の皆さん方は残業代が付かないとなっておりますね。残業代ね。これがやはり先生方の大変な長時間労働にも関連しているというふうに言われております。したがって、今明らかにしました、こういった先生方の長時間労働の改善をしなければならぬというのは、政府文部科学省もその観点には立っておりますけれども、その具体的な効果のある改善策が政府文部科学省は出されておらないというのが現状です。

私の方から改善点を幾つか申し上げたいと思いますけれども、その一つは、持ち時間の上限を定めるということ。一日四コマを目安にそれに必要な定員。四コマにするためには教師が足りないというときは教師を増やして、一日四コマを目安に子供たちを教えるような状況を作るというのがまず一つの提案ですね。

もう一つの提案は、学校の業務を削減をするというのがもう一つの大事な点だと思いますけれども、その点では先ほど申し上げましたように、この全国学力テストを行う上において、都道府県独自の学力テストを行っておりますね。これを中止すべきだというのが重要ではないかと思えます。中止しているところも先ほど明らかにしましたけれども、はい。

そして提案の三つ目はですね、教職員の働くルールを確立するということ。その一つは、残業代をきちんと支払い、残業時間を規制するという、残業代を払った上で残業時間を規制する。これがやはり必要ではないかと思えます。

もう一つは公立・私立での非正規職員の正規化を行い、待遇を改善するということ。もう御存じのように、教員の非正規雇用を大々的に認めた規制緩和によりまして、今全国的な調査では小・中学校では六人に一人が非正規の教員らしいですね。五條市の実態はどうかそれも含めて答弁してもらったらと思えますけれどもね。こういうことが今教員の長時間労働の実態でありますから、今私はその改善のために、原因も含めて四点について改善の対案を申し上げますけれども、五條の小・中学校の先生方を直接目の当たりにしている教育委員会として答弁をお願いしたいと思います。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

現在、教員一人当たりの授業時間数の上限は設定されておらず、学校の児童・生徒数に基づく学級編制により、教職員の定数が決定されていることから、各校において、学校裁量により各教員間の授業時数の調整が行われています。

教員一人当たりの授業時数の上限設定については、国の施策としての動向を注視するとともに、本市としては、これまでどおり県教育委員会や国へ教員定数の改善や加配措置の要望等を行うことで、教員の授業時数の軽減に努めているところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）私は具体的な提案を文部科学省が行った調査の結果に基づいてさせていただいていますからね、今提案させてもらったことを深く捉えていただいて、ひとつ教員の皆さん方の長時間労働の改善に必要な教職員も増やす中でやっていただくことを強調しておきたいというふうに思います。

今文部科学省はこういった教員の長時間労働の改善対策として、中央教育審議会へ出した案があります。それは一年単位の変形労働時間制を盛り込んだ、教員変形労働制ですね。これを導入しようというのが文部科学省の考え方なんですけれど、この間開かれました中央教育審議会特別部会では、この文部科学省が出した教員変形労働制に対して、ほとんど厳しい意見、反対意見が出されている状況です。

したがって、この教員の長時間労働を解決する効果的な対策ではない、いわゆるまた長時間労働につながるのではないかというような変形労働時間制については教育委員会としても正確に捉えて、あかんもんはあかんということで県教育委員会、文部科学省に意見を届けられるように強く申し上げておきたいと思えます。

今ここに全日本教職員組合の委員長の中村さんの教員の変形労働時間制に対する意見が出ていますけれども、文部科学省が検討している一年間の変形労働時間制は時間外労働が減ったように見せ掛けるだけで容認できるものではないと。学期中の一日の勤務時間が一時間伸びても、時間外の業務が減ることが保証されているわけでもない。今より長時間労働が深刻になる危険性があるというふうに見解を出していますから、ひとつ文部科学省の動きも正確に捉えて、教員の皆さん方の本当の効果的な長時間労働解決につながる行動を取られることを強く申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、次にいきます。

大きな四番ですね。学校適正化基本計画と認定こども園整備基本計画の問題点と見直しについてでございます。三点ほど具体的な質問がありますけれども、一番最後の(三)子供の健康と地域振興について議長、先に繰り上げさせてもらいますのでよろしく頼みます。

御存じのように、この間の学校適正化と認定こども園計画によりまして、小学校は八校が四校に、中学校は五校が三校になります。そして保育所・幼稚園は合わせて九つありますけれども、それが三つになるということです。この計画で私は非常に問題だということをこの間も明らかにしましたけれども、再度重要な時期にきていますので明らかにしますけれども、大塔町の中学生が現在の五條中学校まで通わなければなりません。小学生は野原の中学校まで通わなければなりません。西吉野町の中学生も現在の五條中学校まで通わなければなりません。西吉野の小学生も現在の野原中学校まで通うと。認定こども園の方はどうかといいますが、西吉野幼稚園の皆さん方が現在の阪合部小学校まで通わなければならないということになるわけですね。

大塔町の中学生の皆さん方が五條中学校まで通うということで、例えばスクールバスとか他のバスで送迎させていただいても、現在大塔町の字井から西吉野の小・中学校まで大体五十分から五十五分掛かっていますからね、五條中学校まではやはり十分ないし十五分掛かります。だから一時間以上になるわけですね。また西吉野の幼稚園の方々には阪合部小学校まで増えますからね、西吉野の幼稚園から阪合部小学校までだけでも十五分ぐらいは掛かるんじゃないですか。現在、西吉野の幼稚園まで通ってはる方々は自宅から幼稚園までの距離が一番遠いところの方でかなりの時間が掛かっておると違いますか。認定こども園ですから保育所の園児の中にはゼロ歳から受けている認定こども園の場合は生後八箇月ぐらいの子供さんを預かるわけですか。そういう生後八箇月の子供さんが西吉野の奥から阪合部の小学校まで……。私は現在、保護者が全て送り迎えしなければならぬのか、基本路線は送り迎えを教育委員会とするのかその辺は分かりませんが、どちらにしたらかって、どちらの車であっても生後八箇月や一歳、二歳の方が毎日車であっても通うという、これで果たして健康が維持できるでしょうかね。小・中学生の皆さん方もそうです。保育所から中学校卒業するまでこれ何年ですか、小中で九年、保育所で二年としたら、十一年間ね、大塔の皆さん、西吉野の皆さん、特に認定こども園の皆さん方は期間は短いですけれども、中学生まで卒業しようと思ったら十一年間、この長距離を、例えば車であっても通わないかんわけです。子供さんたちの中には生まれつき健康な方もおられますけれども、生まれつきやっばり体の弱い方もおられますわな。だからやっばり体の弱い方々を照準に当てて考えたら、これだけの長距離になった小・中学校の適正化の計画、西吉野の奥から阪合部小学校まで通わなければならない認定こども園の計画は、これでいいかどうかということですね。いろいろと先

ほどから答弁を聞いておりましたら、日本と世界の情勢に対応していける学力・人間形成ということを言われていますけれども、毎日認定子ども園に通うにしても、毎日中学校・小学校に通うにしたかつて健康が基本ですからね、健康が維持できなかったら休まなければならぬことが増えてくるわけです。その辺が私はやっぱり子供の立ち場で考えますとね、こういう厳しい状況が残っている今回の適正化、認定子ども園の計画というのはやはりもう一度関係者とよく話し合いをして見直すべきではないかなというふうに思いますね。だから子供たちの健康にとっても厳しすぎるというのとね、いわゆる大塔・西吉野町の地域の振興にとっても、西吉野町から幼稚園も小学校も中学校も全部なくなるわけですからね、今まだ柿に従事している若い人が大勢おることですけれども、これから三年、五年、十年先を見とかなあきませんからね、西吉野町から今ある幼稚園・小学校・中学校が全部なくなって西吉野町の大事な柿や梅、果樹園等の仕事に従事してくれる若い人がずっと続いていくかどうか、増やすのは難しくても最低は維持してもらわなあきませんわなあ。これができるかどうかですね。繰り返して言いますと、今回の適正化計画と認定子ども園計画は、やっぱり子供の健康と地域振興というものは全く考えてないと言いませんけれども後回しになっているのと違いますか、これ。

認定子ども園の方の問題でいいますと、宇智野保育所、今井町にある、これ保育所の中でも牧野保育所の百人、宇智野保育所の九十九人です。それから一番保育園の多いところですね、宇智野保育所といったら。この保育所が北宇智に行ってもらってそして宇智野保育所が北宇智に行ってもらったら、今の北宇智の保育所だけでは対応できないから、どうですかこれ、六億五千万円掛けて現在の北宇智保育所を新築するわけですやろ。五條市の中心部で今井町いうたら、やはりまだまだ若い人が定住してくれている重要な地域なんです。一遍今井町走ってみてください。新しい文化住宅どんどん建ってももうすぐ若い人が入居してくれていますよ。今、今井町に住んでいる若い入居されている皆さん方は今井町の保育所がなくなるというのは皆さん知っているんですかね、もし知ったらかなり子育ての計画が狂うん違いますか、これね。だからここでもやはり子供たちの健康と今井町の地域の振興というものが後回しにされているのではないかと思えますね、これ。そしてそのために六億五千万円もの税金で北宇智保育所を新築という計画ですからね、この辺はやはりもうスタートをしましてから見直しはできませんから、今やっぱりもうちょっと子供の健康、地域の将来、五條市の将来を考えてもう一度腰を据えて見直すことを強く求めておきたいというふうに思いますけれども、その点いかがですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

一部の地域において、通園時間が延びることにより、子供への精神的、肉体的負担が増えることがあるかもしれませんが、新たな認定子ども園を整備することで、耐震化や機能的な施設の中で、子供の集団規模を確保し、質の高い就学前教育・保育を一体的に提供できる環境を整えるため、御理解と御協力をいただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい。今回の計画で一部の地域で通園・通学距離が増えるということは答弁にもありましたとおりです。しかし、子供さんの一定の人数をそろえるということを優先したらこうなるわけですね。通園・通学距離が伸びただけ違います。子供たちの健康への影響がどうなるか、その地域、なくなる地域がどうなるかということももう少し真剣に考えなければいけないかというふうに考えます。この認定子ども園の計画書の二十三ページを見ますと、公立認定子ども園の適正な配置についてというところの②番自宅から通園しやすい配置となつてとあって、基準は認定子ども園の施設から自動車で十五分圏内に多くの利用者が居住していること、こうなっているわけです。

基準はね。これ西吉野の幼稚園の皆さん方は、現在の阪合部小学校まで通うとなれば、自宅から阪合部小学校までどれぐらい掛かるかということ計算せなありませんわな。幼稚園から阪合部小学校までだけでも十五分掛かるん違いますか。送り迎えの車にしたかつてそんな認定子ども園に行っている皆さん方の自宅の前まで迎えに行けますか、行けなかったある程度の停留所まで保護者は送ってこなければいけないわけですからね。それらも含めたら皆さん方が立てた認定子ども園の適正な配置の車で十五分圏内に利用者が居住しているということからも大きく離れてしまっているのではないか。十五分圏内というのは子供の健康、ゼロ歳保育から始まるわけですからね、子供の健康も考えた上で十五分というふうに皆さん方決められたん違いますか。その皆さん方が決められたこの方針にも開きがあるということですね。

したがって、もう答弁は求めませんけれども、こうした学校の統廃合、認定子ども園ということをやらなければならぬきつかけになったのは、五條市の人口減少と若者の定住が少なくなり子供さんが少なくなった少子化というのが原因であるわけですね。だからやっぱりこういう学校適正化や認定子ども園の計画を出すときには、一部の学者が言うたような平成四十七年まで子供さんはこう減りますという、その一部の学者の統計数字に基づいて、皆さん方適正化も認定子ども園も計画していただけますけれども、それだけではあきません。一部の学者は減ると言っておつても五條市独自の努力でこの人口減少をここまで食い止めると、少子化を食い止めるといふその対案も同時に示して、この計画を立てる必要があつたのと違いますか。しかし皆さん方、長年努力はしてくれていますけれども、全国的に若者の定住が増えたとか人口減少

が食い止められたというところの自治体の努力の内容から言えば、五條市はまだまだやらなければならないことがたくさんあります。結婚祝い金やら空き家を自治体独自の費用で改修して安い費用で若い人に住んでもらうとか、いろいろやっているところではやっぱり若者の定住が増えていますわな。そういうところから考えれば、五條市もこの数十年間の中で努力はしてくれているけれども、まだまだ取り組まなければ少子化現象、若者の定住を増やすことができないのではないかと、思っていますね。

同時に、こういう人口減少、少子化現象の原因は政府の政治にも大きな原因があると思います。責任があると思います。それはこの五條市で言えば、やはり素晴らしい産業である農業・果樹園・畜産・林業という、この素晴らしい産業がその仕事に従事しても、若い人が生活できないという状況になっているわけです。これはいろいろありますけれども、長年農産物にしても木材にしても外国からの輸入を増やしてきたということとの重要な関連もありますし、特に最近では会社へ就職しても派遣の方、非正規の方が多く、仕事も不安定やし収入も不安定という、こういう状況にこの間の政府の施策によってなっていますからね、これも解決しなければなりません。だから私は五條市の人口が減少する、若者が住んでくれないというこの原因には五條市の努力も必要ですけれども、政府に対する意見も上げて政府がもっとも人口減少対策、防止対策、少子化対策、効果のある対策を取るように政府にもっと意見を上げなければいけないというふうに思います。五條市だけの責任ではないと思っています。その辺も含めて取り組んでいかなければ皆さん方の平成四十七年までの一部の学者が統計をとった人数だけでやっておったのではまだまだ減っていきますよ。努力せなね。そのことを強く申し上げまして、次の質問に移っていききたいというふうに思います。

次は大きな五番、耐震・強風対策・利便・節約を目指した新庁舎建設についてでございます。

(一) 建設敷地の地盤強化についてということですが、御存じのように庁舎の建物は免震構造で建てるということが確定されております。したがって、シダーアリーナのような、また壊したし尿処理場のような岩盤まで届く杭はもう打たないという基本設計になっているわけですね。私も今更杭打ちをするべきやとはもう言いませんけれども、それやったらそれで地盤を強化しておかなければ、市庁舎と県庁の庁舎を合築ですから相当な重量の建物になるわけですからね、だからやっぱり地盤を強化しておかなければ庁舎の重さだけで地盤がひずむということにもなりますからね、この地盤の強化を手抜きしたらいかんのではないかなと思います。特にこの間、文化財の発掘とか整地によりまして地盤が緩んでいますからね、だから実施設計の中にも基本設計の中にもこれから決められる施工業者に対しては、この地盤の強化は必ずやるように方針として持つべきではないかなと思いますけれどもいかがですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

敷地の地盤については、ボーリング調査及び構造設計において地盤の特性に応じた設計を行っております。

施工時におきましても、設計地盤面を確認した上で耐力の確認を行いながら工事を進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）この際、申し上げます。大谷龍雄議員の一般質問の残り時間は三十分です。十二番大谷龍雄議員の発言を許します。

○十二番（大谷龍雄）今答弁ありましたように、地盤の耐力検査をした上でやるということですから、それでいいわけですが、免震装置の下はコンクリートのベースを打つわけですから、そのベースの厚みも確保することが大事ですけれども、その下の地盤はやれる方法全て活用して強化をするということを基本設計・実施設計に盛り込むことを強く申し上げておきたいと思っております。

（二）強風の抵抗を受ける斜め屋根の見直しということでございます。皆さん方からこの間資料いただいた中に、中央の断面図が入っていますけれども、この断面図を見ますと、斜め屋根は周辺四方斜め屋根を付けて真ん中は付かない、真ん中は自然採光や自然換気ということになっているのですけれども。

御存じのように、今年の台風、たくさんございましたけれども、屋上の取り付けてある頑丈な看板でも屋根でも飛んでしまっていますわな。だから今年の台風だけでもこういう斜め屋根を付けるときには十分に注意しなければいけないということがはっきりしているわけですからね、だからできればこういう斜め屋根を取っ払ってしまうということにすれば、この間の答弁では五千万円節約できるわけですからね。その辺はやはり現時点でももう一度検討すべきではないかと思えます。こんなん基本設計の見直しにはなりませんからね、こんなん実施設計の見直しでいけるわけですからね、その辺を再度、建設が進んでからではだめですからね、今回再度質問をした次第です。答弁していただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

設計におきまして、建築物に作用する加重及び外力として建物に対する風圧力の計算により安全性を確認しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）まあね、現実の台風や強風の状況を見たら、みんなちゃんと計算して建てているビルばかりです。そのビルの屋上の看板や屋根が飛んでしまっているわけですからね。現実の計算では想定外のことが起こると、想定外という言葉は余りいいことがありませんけれども、そういうことも起こるわけですからね、十二分な検討が必要ではないかというふうに思いますね。

建設されてその後、今以上に風速六〇メートル、七〇メートルの強い風が吹いて飛んでしまったら、市民の皆さん方の税金で建てているわけですから、こんなやり方で何しとったんやというお叱りを受けることになりますからね、だからその辺はちよつとね、しっかりと今のうちによく検討するように強調しておきたいというふうに思います。

（三）雨漏りや冷房の利きにくい自然採光の見直しというところでございますけれども、断面図を見ますと、自然採光が二箇所ありますね。そして自然換気が一箇所ありますね。この自然採光は、いわゆる見学に行った紀の川市役所の屋上にもありましたね。紀の川市役所には去年二回研修に行かせてもらったと思いますけれども、一番最初は夏でしたね。夏に行ったときに、現地の市議会議員の方の案内で入らせてもらったのですけれども、その市議会議員さんが私らに言ってくれたことは、「自然採光はなるほど明るくていいけれども、夏の暑いときは冷房を入れても利きませんよ。これは失敗です。」というふうに我々五條市の市議会議員に言ってくれましたね。それは紀の川市役所の研修が終わった後でも新庁舎建設及び周辺道路整備特別委員会の中で私は報告しておいたわけですけれども、けれども現在の皆さん方の設計を見たら、自然採光を屋上でとるようになっているのですね。設計会社は紀の川市役所も久米設計ですわな。五條市も久米設計さんです。同じですわね。紀の川市役所その自然採光をした久米設計が夏場は自然採光によって冷房が利かないというのは知っているはずですから、確認してください。そんな紀の川市役所で起こった失敗を五條市の市役所の建設でしないようにせなあきませんわな。設計会社は一緒ですからね。

皆さん方からいただいた資料ありますけれども、自然採光について法律ではこうなっていますね。建築基準法第二十八条居室の採光及び換気というところで「住宅の居室、小・中・高等の学校の教室・病院・児童福祉施設等の相談室などは部屋の床面積に対して政令で定める割合以上としなければならない。しかし庁舎については政令での採光基準は適用しないため、採光のない庁舎建設が可能であるが、執務・労働・環境の面から窓のない執務空間は現実的でない。」それはそうですわな。しかし無理に屋上に採光の設備を付けなければならないとは、法律ではなっていないのです。これ皆さんからもらったんですよ、これ。だからね今日日ね、自然採光もよろしいですけども、LEDとか安い費用で明るくできるそういう照明灯が幾らでもあるわけですからね。冷房を入れても利かないという、こんな不経済な効率の悪いような自然採光は屋上に設ける必要がないのではないかと思います。この辺をやはり私は皆さんにもやめるように強調したいし、五條市が契約している

久米設計にも強く意見を上げてもらいたいというふうに思います。

去年の夏、紀の川市役所に行かせてもらったことを今報告しましたけれども、一階のいわゆる市民の皆さん方が来られる窓口の業務の一階、あの一階も周辺は透明のガラスばかりでしたね。だから私はこの暑い夏に冷房が利いているのかなという感じがしました。だから床から冷房の空気が上がっていましたけれども、周辺が透明のガラス張りです。冷房が余り利いていないのです。こういう紀の川市役所はあれだけの大きな役所を約四十数億円で建てたという見習うべき素晴らしい面もあって我々も研修に行かせてもらいましたけれども、しかし今明らかにしたように問題点もあるわけですから、同じ問題は繰り返さないということが大事ではないかなというふうに思います。その点、ひとつ皆さん方の見解を聞かせていただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

自然換気や排煙と同様に自然採光についても外部に面した空間が必要であります。空調環境についても良好な執務空間となるよう設計しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）私は皆さん方からいただいた法律に基づいて質問をしているわけですね、だから法律では市役所の場合は、採光基準は適用しないと、皆さん方からもらった法律にはつきり書いてあるわけですからね、採光のする仕方・場所、そしてまず冷房を入れても利かないような採光にならないようにという、この辺の観点で考えたら、屋上に採光の窓をとるということは必要ないん違いますか。

そして最近の市営住宅田中団地の雨漏り、市民会館の雨漏り、五條小学校や五條西中学校やら牧野小学校は雨漏り防止のために屋上を斜め屋根にしておるんですよ。そういう状況から考えたら、市民の皆さん方の税金で最低五十年、五十年以上無傷で使われないかこの市役所の建設においてこんな不十分な方針ではあかんと思えますよ。しっかり腹を据えて、皆さん方の出した法律に基づいてつくったらどうですか。そのことを強調しておきます。

次にいきます。

（四）コンクリートの配合についてですね。御存じのように一般的なコンクリートはセメント・砂・砂利、これを配合しています。ところ

が数十年前、海の砂、海の砂利を使って新幹線の工事をしたためにもうすぐ新幹線の橋脚とか中に入れてある鉄筋にサビが付いて、サビの膨らみのその力で表面のコンクリートがめくれてしまつてやり換えていきますわね。それから海の砂やら砂利は使わないということになっていると思いますけれども、しかし今政府の省庁でも障害者の雇用増し、文部科学省の中でも汚職、そしてまたあちこちに不正があるわけですからね。五條市はし尿処理場の二百箇所近いひび割れ、またやまと広域のごみ焼却場はひび割れが多数発生して、蒸気タービンを据えているその土台のコンクリートにもひびが入つて一番強力なベルトを巻きつけていますんやで。この五條市に関係するコンクリートのひび割れだけでもこれだけ起こっているわけです。だからこんな同じような失敗はこれから許されませんか、だからこのコンクリートの配合についても特に法律で決められてあつても再度発注する五條市として設計会社、それと施工会社に強く申し入れると、そして申し入れた後も監視するということとは非常に重要だと思えますけれどもいかがですか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

コンクリートの品質管理については、公共建築工事標準仕様書に基づき、適切に管理してまいります。

議員お述べのとおり、施工時においても施工不良等が起らないよう進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）それとですね、コンクリートの配合でも少し指摘しておかなければならないのは、いわゆる今日本全国でコンクリートの劣化、剥がれがいつぱい起こっていますわね。だからこの五條市でもこの間トンネルの調査費、橋の調査費等々があがつて今進めてくれていると思うのですが、そういうふうにはやはりコンクリートの配合の原因、またそのほかの原因によってコンクリートの劣化というものが大変五條市のひび割れと同時に日本の全国で多数発生しています。

この間のテレビでは、コンクリートの劣化を防ぐために鉛を混ぜてあつて、その鉛を混ぜてあつたコンクリートを剥がした従業員が病気になっていますわね。このように法律で鉛は認められているのかどうか知りませんが、こういうことも起こるわけですね。

そしてもう一つ大事なことは、し尿処理場の伸設計事務所の見解にもありましたように、セメントと砂と砂利を適正に配合して水を入れて練つた場合、大体十五分から二十分でも固まってきましたんやで。ところがやっぱりそんな建設現場でそういう生コンのプラントをつくと

いうわけにはいけませんから、今は全国あちこちで生コン会社がその役割を果たしているわけですが、その生コン会社もプラントで水と混合して現地の建設現場まで投入する間の時間を持たさないけませんから、専門家の話ではやはりその必要な何かを配分しているということも言われております。だからその辺は設計会社、施工会社ともよく話し合ってコンクリート会社で配合したやつはすぐ現場のコンクリート投入に掛けるというような、そういうコンクリートの投入の仕方も非常に重要になってきますから、その辺も全体を含めてコンクリートの配合については最後まで発注の五條市が目配りをするということをして、し尿処理場ややまと広域のごみ処理場のような重要なところにひびが二百箇所も入るといようなことがないようにひとつ頑張ってください。

次、いきます。

大きな六番、上水道の安全供給と水道法改正案の問題点でございますけれども、この一般質問を提出した時期では国会がまだ終わっておりませんので、水道法も可決されておりましたので案になっておりますけれども、もう現在は国会で可決されて国会が閉会されておりますので、水道法の改正ということで質問させていただきたいというふうに思います。

国会で可決された水道法は主にどういう内容かといいますと、水道事業の広域化と水道事業の運営権を民間企業に売却です、任せるのではないんです、売却もできるそういう法律なんです。民間企業に売却できるけれども民間企業は日本国内かと言ったらそうじゃないんです、外国の企業にも売却できるんです。そういう法律がこの間の国会で可決されました。しかし奈良県の知事さんはもう去年の段階でいわゆる奈良県の水道の一本化、そして業務効率率のためにPPP方式、PFI方式、またコンセッション方式を検討するというのを奈良県の知事さんは去年の段階から言うているわけですね。法律ができていない段階からね。そして今五條市は吉野町・下市町・大淀町・五條市の一市三町の広域化について検討されておりますけれども、この間皆さん方からも私も一市三町の広域化は五條市も含め一市三町全てがメリットのある広域化になるように頑張っておきたいということを申し上げてきましたけれども、そんな中、現在奈良県はいわゆる水道事業の県一本化を新たに提案してきたということがあります。

したがって、水道の奈良県一本化にうっかりして賛成すれば、この水道法の中にある広域化だけではなしに、運営権を民間企業に売却するコンセッション方式の方法で奈良県の水道事業が一本化されるというこの危険性がいっぱいありますからね、その辺は十分慎重に県の考えを待っているのではなしに、こっちから引き出して、やはりその内容を我々市民にも市議会議員にも早め早めに明らかにしていただきたいというように思います。その辺、注意点を申し上げましたけれども、水道局としての答弁をお願いしたい。

○議長（平岡清司）松本水道局長。

○水道局長（松本武士）十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

五條・吉野エリアの水道広域化につきましては、平成二十九年六月に一市三町と県を交えて広域化を検討することで合意に至り、その後検討を重ねてまいりました。

また、奈良県では、平成二十九年十月に二十八市町村の上水道事業の一体化を考えた県域水道一体化構想が提示され、経営規模を大きくしてスケールメリットで経営業務の一元化による効率化の提案を示しており、五條・吉野エリアでも県域水道一体化についての効果や課題を見極めるため検討を進めております。

水道事業者が持っている運営権を民間に委託するコンセッション方式については、経営を行う手法の一つの選択肢であり、この方法が適切であるかどうかについては、県域水道一体化の中で議論し検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司）この際、申し上げます。大谷龍雄議員の一般質問の残り時間は五分でございます。十二番大谷龍雄議員の発言を許します。

○十二番（大谷龍雄）はい。先ほど言いたとおりです。法律が今もう可決されていますからね、広域化を推進すると運営権を外国も含めた民間に売却するというこの法律がもうできてしまっていますからね、しっかりと県の考えを早め早めにつかんで、危険なことは一早く市民、五條市議会に報告していただきますように、そして簡単に水道法に基づく奈良県の水道一本化に賛成するか、コンセッション方式に賛成することのないように強く求めておきたいと思えます。

世界の状況は、一遍コンセッション方式でやっただけでも失敗して元の自治体、公営方式に換えたというのがフランスのパリ・アメリカのアトランタ市・ドイツのベルリン市、世界でこのコンセッション方式というのは失敗だということは結論が出ているわけですからね、ひとつしっかりと腰を据えて県の見解を早く引き出して報告いただきたいというふうに思います。

最後、国連の気候変動枠組条約第二十四回締約国会議の掌握、（一）政府への要請と実行についてでございますけれども、御存じのように今年も五條市でも日本でも大変な大雨・強風・地震等々が発生しました。地震は別として豪雨・強風の異常気象の原因として地球温暖化が深く関係しているというのは世界の認識となっております。したがって、この地球温暖化をなくしていくために毎年国連の主催で世界の各国が集まって会議をしておりますけれども、その国連の気候変動枠組条約第二十四回締約国会議（COP24）がこの十二月二日から開会さ

れまして十四日までポーランドで行われております。ここではいわゆる三年前に採択されたフランスのパリでのパリ協定をいかに実行するかということと、そして温暖化をもっと早期に実現するかということが大きな課題になっているというように言われていますけれども、地球温暖化の一番の原因は温室効果ガス、その中でも二酸化炭素が一番の原因になっていると言われておりますけれども、二酸化炭素を発生するそういう施設を世界からなくしていこうというのが世界の流れですけれども、残念ながら安倍政権は石炭を燃料とする火力発電を日本の国内でも増やし外国にも輸出するという方針を持っております。

したがって、世界の動きに併せて地球温暖化につながる二酸化炭素をなくすために石炭を燃料とするような火力発電所、鉄工所等々いろいろありますけれども、この石炭ではなしにほかのいろんなガスも、いろいろありますからね、燃料が。そういうことに切り替えるようにやはり地方自治体から強く意見を上げるべきだというふうに思いますけれどもいかがですか。

○議長（平岡清司） 辻田危機管理監。

○危機管理監（辻田祥友） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

議員お述べのように、今月二日から十四日まで、ポーランドにおいて国連気候変動枠組条約第二十四回締約国会議（COP24）が開催されており、二〇一五年にパリで開催されたCOP21において採択された「パリ協定」の実施に向けた実効性の高い詳細な実施指針について協議されているところであります。

本市といたしましては、COP24の結果を踏まえながら、豪雨・強風・熱波等の要因となっている地球温暖化防止に関して、奈良県市長会等を通じまして、引き続き要請してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 大谷議員もう時間がないので、最後、簡潔にまとめてください。十二番大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい。ひとつその方針で腰を据えて頑張ってください。はい、終わります。

○議長（平岡清司） 以上で十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため四時まで休憩いたします。

午後三時四十六分休憩に入る

午後四時零分再開

○議長（平岡清司） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

○議長（平岡清司） 次に日程第二、議第五十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 議第五十三号 五條市手話言語条例の制定について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一） ただいま上程されました議第五十三号、五條市手話言語条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案書一ページを御覧いただきたいと存じます。

この五條市手話言語条例は、地域社会での共生等において、手話を使いやすい環境を構築し、市民が自立した生活を営み、社会参加をし、及び安心して心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、制定しようとするものでございます。

議案書二ページを御覧願います。

第一条は、目的について、手話は言語であるとの認識に基づき、手話を使いやすい環境を構築し、市民が安心して心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することと定めております。

第二条は、「ろう者」についての定義を定めております。

第三条は、基本理念について、ろう者の意思疎通を円滑に行う権利を尊重すると定めております。

第四条は、市の責務について、基本理念にのっとり手話を使いやすい環境を整備するための施策を推進すると定めております。

第五条は、市民の役割について、手話への理解を深め地域社会で共に暮らす一員として施策に協力するものと定めております。

第六条は、施策の推進について、総合的かつ計画的に推進すると定めております。

第七条は、財政上の措置について定めております。

第八条は、委任について定めております。

なお、附則といたしまして施行期日を平成三十一年四月一日からとしております。

以上で、議第五十三号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 大変重要な手話言語条例であるかと思えます。制定に向けて努力していただいておりますことに感謝申し上げます。それでお聞きしたいと思います。

市民が自立した生活を営み社会参加をするという、この社会参加は保障しなくてはならないと考えますし、安心して心豊かに暮らすことができるのは全ての市民がこういった安心して心豊かに暮らすことができなくてはならないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平岡清司） 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一） 九番山口議員の御質問にお答えします。

議員お述べのとおり、この手話言語条例の趣旨についてはそのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司） 今部長おっしゃっていただきましたが、本当に分かっていたか、ちょっと疑問に思いますけれども、いわゆる社会参加の保障をしていくところは、ここに抜けている点があるんですよ。市の役割、責務です。そして市民の役割、ろう者が外に出て行って、いわゆる社会参加ができるような体制づくりをやっていくのは一体誰なのかと、どこに責務があるのかと考えるわけです。そうしたところにいわゆる事業者の役割というのが必要になってくるのではないかなと、こう思いますがいかがでしょうか。

○議長（平岡清司） 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答えします。

行政の役割としましては、手話のできる方の派遣でありますとか、そういう方の人数を増やしていくというようなことが考えられます。以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）事業者がこれを取り組みやすいようにするのが条例じゃないですか。そのための条例、社会参加できるような体制づくりをしていくのが今の条例じゃないですか。市の責務、市民の責務、それはいいです。大変なことで、それも抜けたらだめなことだと思っておりますけれども、付け加えて、事業者の役割責務というのが発生していくのは当然の話でございます。

質疑三回ですので私これ以上できませんので…。他市の条例を見えますと、事業者の責務、役割というのが入っております。その辺をお調べになって今回この条例に至ったのかどうか。事業者の責任は必要でないのか。そして必要でない理由を教えてください。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）九番山口議員の御質問にお答えします。

条例制定をするに当たりまして、参考とさせていただいたところは奈良県の条例でありますとか、奈良県内では桜井市・橿原市など、他府県では和歌山市・橋本市などのいろいろな自治体の条例を参考に作っているところではございますが、いろんな条例を鑑みただけでこの条例を策定するに至ったところでありまして。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。（「役割がないということの答弁がないですけれども…。」の声あり）部長そこだけ答弁で
きますか。……………

質疑を終わります。

○議長（平岡清司）次に日程第三、議第五十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第五十四号 五條市犯罪被害者等支援条例の制定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。稲次すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 稲次裕美登壇〕

○すこやか市民部長（稲次裕美）ただいま上程されました議第五十四号、五條市犯罪被害者等支援条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書四ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念等を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の被害の早期回復、軽減や犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るため条例を定めるものでございまして、地方自治法第九十六条第一項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは制定内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第一条では、前述のとおり条例の目的について定めておりまして、

続きまして、第二条では、用語の定義について定めておりまして、同条第二号では犯罪被害者等について、犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいうと定めております。

続きまして、第三条では、犯罪被害者等の支援を行う上での基本理念について定めております。

続きまして、第四条では、各種支援施策を総合的に推進するなど市の責務について定めております。

続きまして、第五条では、市民等の責務について定めております。

続きまして、第六条では、犯罪被害者等に対する相談及び情報提供等について、第七条では、見舞金の支給について、第八条では、居住の安定について定めております。

続きまして、第九条では、市民等への広報啓発について定めております。

続きまして、第十条では、民間支援団体への支援について定めております。

続きまして、第十一条では、条例の施行に必要な事項は、市長が別に定めるとしております。

附則第一項では、条例の施行日を平成三十一年四月一日としております。

附則第二項では、見舞金の支給適用について定めております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）犯罪被害者等の支援条例というのは、犯罪被害というのは犯罪もいろいろあるんですけども、主にどのような事案等考えられているのか。

また、この議案書の中に「犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため：」、という、五條市でもしそういうふうな被害に遭われた方が他市に転入するときに、どのようなサポートとか、また居住先に転入するときにお金も掛かることですし、そのような形の支援ができていくのか。見舞金三十万円、傷害見舞金十万円、傷害によっていろいろなケースがあると思うのですけれども、その辺どのように捉えたらよろしいんですか。

○議長（平岡清司）稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美）八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

まず犯罪の種類でございますが、身体ですとか精神に重大な影響を及ぼしたり、最終では死亡に至ったりというような犯罪を想定しております。

続きまして、居住の安定について御説明申し上げます。居住の安定と申しますのは、犯罪によりまして収入が減少し生計が困難になった方ですとか、現在居住している住居やその付近で犯罪が行われたために当該住居に住み続けることが困難になった方に対しまして、市営住宅ですとか県営住宅ですとかの情報提供を行ったり、連絡調整を行ったりするというようなことを想定しております。あともう一点……。

○議長（平岡清司）福塚 実議員、もう一回：（「申し訳ありません。」の声あり）

○八番（福塚 実）あのね、居住するときに居住するお金が掛かるので、そのときに見舞金とか遺族見舞金とかあるのですけれども、居住する

ときに対してのお金の補助とかも考えられているのですかということです。

○議長（平岡清司） 稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美） 大変申し訳ありませんでした。

その居住の安定に対する金銭的な補助というのは想定しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） それと傷害も遺族見舞金でもそうですけれども、見舞金と別に心に傷を負った方々が心のケアという形で通院なされると思うのですけれども、そのような場合のときはどのようなサポートができていますのか。見舞金を渡して終わりなのか、その辺どうなんですか。

○議長（平岡清司） 稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

第十条に、市は民間支援団体へ支援を行うというくだりがあるのですが、民間支援団体に奈良県内に公益社団法人なら犯罪被害者支援センターというものがございます。そこでは相談業務も行ってありますし、必要に応じて法律家の方ですとか、あと臨床心理士さんによるケアも受けたりカウンセリングを受けたりすることもできます。そういうところを紹介したりすることを想定しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司） 八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実） 病的な、心的傷害を受けたときにね、そういう民間団体にはやはり経費というのは掛かるのですね、その経費は自費ということですか。

○議長（平岡清司） 稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美） 八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

回数に制限はあるんですが、無料でカウンセリングを受けたりすることもできます。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司） 九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）これも大変大切な条例と認識してございます。制定に向けて取り組んでいきたいとは思いますが、何点か質問させていただきます。より良い条例にしていきたいにも確かな答弁をお願いしたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

先ほどの答弁のように途中で切れたりしないようにしていただきたいと思えますし、これは厚生建設常任委員会に委託されるわけでございますけれども、委員でない限りはこの場所ではか質疑はすることができません。その辺も理事者側に御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

先ほどの福塚議員のお話がございまして、支援をするのにお金が必要やというお話が出ました。ある市では、貸付金というのがございます。いわゆる引越したりするのに資金貸付制度というのを設けておたりするのですけれども、その辺は検討なされたんでしようか。

○議長（平岡清司）稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

奈良県内でも貸付けの制度を設けている市がございまして。検討はしたんですけれども、貸付金ですので、また返していただく必要がございまして。貸付金に先立って福祉の方から何か利用できるものがないかとかという検討を先にしてということで、今回は貸付の規定については盛り込みませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）福祉の方で貸付金があれば付けないということですか。答弁は限られていますので、まだ次ありますのでね。ほかに貸付金があるのであれば別に付けなくてもいいかな。ただその条件にもよると思うんですよ。犯罪にもいろんな種類がございまして、受けた被害もいろんな被害の状況がそのシーン、シーンによって変わってくるのではないかと。福祉の方でその支援全てがカバーできることはないと思っております。そういった場合にどうしていくのかというのが一つの大きな課題になってこようかと思っております。

そして次に、犯罪被害者、今ではSNSとかいろいろところで拡散されて被害に遭われた方がまた二次被害に遭うということが想定されます。また現実にごさいます。そういった方を防止することの対策としてどのようなことを、今ここどううたっているのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（平岡清司）稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美）九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

二次被害ですとか、想定している被害以外の被害がいろいろ発生してくることが考えられます。その時々、警察ですとか裁判所ですとか、医療機関、それから庁内でしたら福祉・健康部局ですとか、教育部局ですとかあらゆるところと連携を取りながら何とか救済支援していける方策がないかどうかを総合的に判断していきたいと思えます。（議場に声あり）

第六条の相談及び情報の提供等というところがございます。必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行う。それから総合的に窓口で設置をして対処をしていくというふうになっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「九番」の声あり）

○議長（平岡清司）九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）最後になりますけれども、いわゆる条文化されていないということですね、今のお話では。それに対応していくという部分ですけれども、いわゆる条文化されていないということが今明確になったかと思うんですよ。今多くの市で犯罪者支援の条例の制定が行われてきました。その中で求められておるのは二次被害の防止です。二次被害の防止を今五條市、新たに作るのであれば、そういったところの文言も加味して条文の中に取り組んでいくというのが大切ではなからうかと思えますので、これいったん出されますと議会では否決はできないと思えます。できないと思えますので、その辺の、もしも施行令、また市長部局で行う施行令ですね、その部分でこの二次被害の防止を訴えられる、作れるような条文が入るのであれば、もう一度またそのときに考えていただきたいと思えますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）遺族見舞金ということは、もう亡くなられたという方、被害者が亡くなられて遺族に渡すというのはよく分かるのですけれども、傷害の見舞金十万円というのはどの程度の傷害を負われたときに誰が決めて渡すのか。その辺を教えてください。

○議長（平岡清司）稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

傷害見舞金は全治一箇月程度以上の重症を負った方ということになります。証明としては医師の診断書ですとかを出していただくことを想定しております。細かな取り決めについては今後規則の方で定めていくこととなります。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）そうなったときに、例えば喧嘩になって叩いて、被害者が骨折してしまつて一箇月以上の診断が出たという場合に対しては五條市がその被害者に対して十万円払うということでしょうか。

○議長（平岡清司）稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今議員がお述べになったとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）では最終決定、払う払わないというのは多分市長がお決めになるのかなと思うんですけども、件数があるのかなのか分かりませんが、そういつた部分まで市が被害者に対して救済措置をしないといけないのか。これは全国的にこういう条例化がされてきているようなもので、五條市もしないといけないというような、何かそういう取り決めというか、国や県からの指導があるんですね。その辺どうですか。

○議長（平岡清司）稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（稲次裕美）二番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

県内でももう十六団体、確か十六団体と記憶しておるんですけども、制定済みでございます。全国的にも順次制定が進んでいる状況です。あと根拠としては、先ほど言わせていただきました犯罪被害者等の基本法が平成十六年の十二月に国の方で公布されて、平成十七年の四月一日から施行しております。その関係で全国で制定が進んでいるというのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第四、議第五十五号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第五十五号 五條市下水道事業の設置等に関する条例の制定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十五号、五條市下水道事業の設置等に関する条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。
恐れ入りますが、お手元の議案書八ページを御覧ください。

本案は公営企業会計を導入した下水道事業を設置するため新たに条例を設定するものでございまして、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

それでは制定内容について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書九ページを御覧ください。

まず第一条では、下水道事業の設置を定めております。

次に、第二条では地方公営企業法第二条第三項及び同法施行令第一条第二項の規定により、同法第二条第二項に規定する財務規定等の適用について定めております。

次に、第三条及び第四条では経営の基本、重要な資産の取得及び処分について定めております。

次に、第五条及び第六条では議会の同意を要する賠償責任の免除並びに業務状況説明書類等の作成について定めております。

次に附則では、当該条例の施行期日及び五條市特別会計条例の一部改正について定めております。

以上で、提案の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第五、議第五十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第五十六号 五條市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。櫻本選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長 櫻本茂樹 登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（櫻本茂樹）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第五十六号、五條市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書十二ページを御覧願います。

このたびの条例の一部改正でございますが、公職選挙法の一部改正に伴いまして、市長に加え、市の議会の議員選挙においても、候補者が選挙運動のためのビラを頒布できるようになり、その作成費用を条例で定める範囲で市が負担するため、本条例の一部を改正するものであります。

恐れ入りますが、議案書十三ページを御覧願います。

改正の内容でございますが、題名におきまして、「五條市長」を「五條市議会議員及び五條市長」に改めるものでございます。

次に、第一条及び第二条におきまして、「五條市長」を「五條市議会議員及び五條市長」に改めるものでございます。

また、附則におきまして、この条例の一部改正の施行期日について、平成三十一年三月一日から施行すると定めております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） この公費負担の割合とどうか限度額、そういうのが分かっておいたら教えてください。

○議長（平岡清司） 櫻本選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（櫻本茂樹） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

ビラは四千枚作成できますので、一枚の単価十円ということで、四万円の公費負担となっております。
以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司） 次に日程第六、議第五十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 議第五十七号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明） ただいま上程いただきました議第五十七号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は平成三十年八月十日付けの人事院勧告を受け、今般の国会において改定されております国家公務員給与に準じ関係条例の改正を行うものでございまして、地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

それでは改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十五ページを御覧いただきたく存じます。

まず第一条では第五条第二項に規定する期末手当について、平成三十年十二月期の支給率を現行の「二〇〇分の一七二・五」から「二〇〇分の一七七・五」に改めるものでございます。

次に、第二条では平成三十一年四月以降に支給する六月期の期末手当の支給率を現行の「二〇〇分の一五七・五」から「二〇〇分の一六七・五」に、同じく十二月期の期末手当支給率を前条で改正する「二〇〇分の一七七・五」から「二〇〇分の一六七・五」に改めるものでございます。

次に、附則第一条第一項では当該改正条例の施行日を、また同条第二項では適用日を定めております。

次に、附則第二条では改正前に支給した平成三十年十二月期の期末手当は改正後の期末手当の内払いであることを定めております。以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第七、議第五十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第五十八号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。和田市長公室長。

〔市長公室長 和田剛明登壇〕

○市長公室長（和田剛明）ただいま上程いただきました議第五十八号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十六ページを御覧いただきたく存じます。

本案は平成三十年八月十日付けの人事院勧告を受け、一般の国会において改定された国家公務員給与に準じ、関係条例の改正を行うものでございます。地方自治法第九十六条第一項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

それでは改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十七ページを御覧いただきたく存じます。

初めに、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

まず第一条では、第十四条第一項に規定する宿日直手当を現行の「四千二百円」から「四千四百円」に、また退庁時から引き続き行われる宿日直勤務に係る当該手当を現行の「六千三百円」から「六千六百円」に、常直的な宿日直勤務に係る当該手当のひと月当たりの上限額を現行の「二万一千円」から「二万二千元」に改めるとともに、第十六条第二項に規定する勤勉手当の支給率を現行の「一〇〇分の九〇」から「一〇〇分の九五」に、同じく再任用職員に係る同支給割合を現行の「一〇〇分の四二・五」から「一〇〇分の四七・五」に改めるものがございます。

次に、第十六条第五項において文言の整備を行うとともに、給料表を十七ページから二十一ページに記載のとおり改めるものがございます。引き続き二十一ページを御覧いただきたく存じます。

次に、第二条では第十五条第二項に規定する期末手当について、平成三十一年四月以降に支給する六月期の支給率を現行の「一〇〇分の一二・五」から「一〇〇分の一三〇」に、同じく十二月期の支給率を「一〇〇分の一三七・五」から「一〇〇分の一三〇」に改めるものがございます。

また、第十六条第二項に規定する勤勉手当について平成三十一年四月以降に支給する六月期の支給率を現行の「一〇〇分の九〇」から「一〇〇分の九二・五」に、同じく前条で改正する十二月期の支給率を「一〇〇分の九五」から「一〇〇分の九二・五」に、同じく再任用職員に係る同支給割合について六月期の支給率を現行の「一〇〇分の四二・五」から「一〇〇分の四五」に、同じく前条で改正する十二月期の支給率を「一〇〇分の四七・五」から「一〇〇分の四五」に改めるものがございます。

続きまして、五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。

まず第三条では特定任期付職員の給料表を記載のとおり改め、第八条に規定する期末手当について十二月期の支給率を「一〇〇分の一六

五」から「二〇〇分の二七〇」に改めるものと存じます。

引き続き二十二ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、第四条では平成三十一年四月以降に支給する期末手当について六月期の支給率を現行の「二〇〇分の二六五」から「二〇〇分の二六七・五」に、同じく前条で改正する十二月の支給率を「二〇〇分の二七〇」から「二〇〇分の二六七・五」に改めるものと存じます。

次に、附則第一条第一項では当該改正条例の施行日を、また第二項では適用日を定めております。

次に、附則第二条では改正前に支給した平成三十年四月からの給料及び同年十二月期の勤勉手当、並びに特定任期付職員の期末手当等の給与は改正後の給与の内払いであることを定めております。

次に、附則第三条では規則への委任について定めております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第八、議第五十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第五十九号 五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校寄宿舎設置条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程されました議第五十九号、五條市立奈良県立五條高等学校賀名生分校寄宿舎設置条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書二十三ページを御覧いただきたく存じます。

改正理由につきましては、五條市立奈良良泉立五條高等学校賀名生分校の全国募集に伴い次年度入学生の寄宿舎への入寮により居室の不足が見込まれることから、二人仕様の部屋を設けるため、本条例の一部を改正するものです。

それでは議案書二十四ページを御覧いただきたく存じます。

改正の内容といたしまして、第三条寄宿舎の使用料を改めることとし、一人部屋につきましては「月額一万二千元」、二人部屋につきましては「月額七千元」とするものでございます。

なお附則につきましては、施行期日を平成三十一年四月一日からとしております。

以上で、議第五十九号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）改正理由、二人部屋を設けていくと、恐らく当初の想定より多くの生徒さんが全国から応募されて賀名生分校の方に入學していただいております。昨日の養田議員の一般質問でもいろいろこのことに関しても触れておられましたけれども、この先ね、恐らく賀名生分校、定時制やったと思うんですよ、入学して卒業されるまでに四年を要したと思うのですけれども、その間に定数、募集人員に対する定数ですよね、それと恐らく想定よりも多くの方が来られておるので部屋が足らなくなると、まだ二年目ですよね。あとまた三年目、四年目、四年分の入寮者の施設を確保しなければならないと思うのですけれども、その見通しについてはどうなんですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）四番牧野議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま改正をしております桜花寮でございます。桜花寮は三十四室ございまして、舎監室等必要でございますので、実際使えるのは三十室でございます。ですので、最大生徒が入寮できるのは六十四名ということになります。ただ、来年度予算で上程をさせていただきたいと考えておるのですが、隣に医師寮がございます。医師寮の方も改修をしましてそちらの方にも寮生を居住させていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） せっかくね、こうして全国的にあちこちからいろんな生徒さんが来てくれるような体制を整えているので、極力多くの生徒さんを迎え入れることのできる体制を整えなければならぬ、ただ現在この寄宿舎の管理体制はどうなっているのか。昼間は学校へ行っています。夜は寄宿舎に戻ってきます。いかにせんこの方たちは恐らく皆さんが未成年やと思うんですよ。未成年を管理するに当たって、まして近所の子が来るんじゃない、遠方から来られるからこの寄宿舎に入ると思うんですけれども、その保護者なり何なりの大人の目が届かない状況にあると思うんです。学校へ行ったら先生方の目が届くと思うんですけれども、寄宿舎に行ったら恐らく舎監なり何なりがおられると思うんですけれども、子供との接点というのが昼間と夜と違う大人がみていると、そういうことに対するトラブル等はないですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 四番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

寮でのトラブルというのは、ないと言えばあれですけれども、大きなものは私の方では認識しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 多くの子供さんたちが集まったら大なり小なりのトラブルは出ても不思議じゃないと思うんです。ただそのトラブルに対してどういう対応をしていってあげるか、そこにいる大人はどういうふうな対応ができるかというところが心配なんです。だから昼間は先生方、夜は恐らく職員さんか誰か寮長か何かで行ってはるか分からないのですけれども、その辺のところがある程度子供たちとの接点をしっかりと確保できるような、子供たちが安心して暮らせるような、トラブルったらそのトラブルの解決に向けて取り組んであげなければならぬだろうし、その辺の大人の目というのは今後どういうふうに考えておられるのかということをお尋ねしているのです。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 四番牧野議員の御質問にお答えを申し上げます。

ただいま舎監を雇用いたしました寮へ対応しております。ただ舎監でなかなか対応が難しいような場面が出ましたら、職員がその都度寮へ行って対応しているというようなところでございます。

将来につきましては、できましたら職員が対応できるような形を取ればというふうを考えておるところでございます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）昨年、入学されたのは二十六名というふう聞いておるのですけれども、寮の方に入寮された方は何名でしたか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

入寮者は二十二名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）二十六名で今現在は二十二名おられるんですか。それともやめられた方が寮に入っている方でおられるんですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十番吉田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

進路変更を行った生徒が五名おります。もともと二十二名でございましたので、十七名が入寮しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）私の家にも、私は直接その生徒さんたちとは実習は共にしていませんのですけれども、家族等々に話を聞かせていただいていたら、ちよつと無理な子もおるでというような話で、詳しいことは申しませんが。

やはり面接等々をやっていたらと思うのですね、しっかりと面接をしていただいて、やはり大人としてのコミュニケーションを取れるような形で募集していただきたいと思っております。その点についてよろしくお願い申し上げます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）すいません、一点だけ。

一人部屋と二人部屋があるということで、今現在入ってくれている子は一人部屋におられると思うのですよね。来年度から二人部屋も使用しないと多分足りないということでこういう形になっていると思うのですけれどもね、もし何かこの二人部屋の中で人間同士ですからトラブルがあるかもしれません。そのトラブルがあったときにその子たちをいったん一人部屋に移すなり一人をどっかに移すとかというような処置を取れるような部屋の配置で、ある程度の余裕を持たせているのかどうかということだけ確認させてください。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 二番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員おっしゃるように、トラブルがありましたときにはその二人を別の部屋に分けてまして指導するというようなことも考えられますので、できましたらいっぱいになるような配置はせずに、余裕を持ったような配置にしたいというふうには考えておるのですが、いかんせん入寮生というのはぎりぎりまで分らない面もございます。そのあたりで非常に苦労しているところです。

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司） 二番養田全康議員。

○二番（養田全康） では、筒一杯になったときに何らかの処置をとらないといけないと思うんですよ。部屋の配置を変えるとか、人間を動かして部屋の配置替えをしないといけないと思うのですけれども、そういったことも可能性があると思いますので、その辺のことをしっかりと中で協議していただきたいとお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第九、議第六十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第六十号 五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一）ただいま上程いただきました議第六十号、五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書二十五ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由といたしましては、児童福祉法に基づき、市町村より認可を受けた地域型保育給付の対象となる公的保育で、ゼロ歳児から二歳児を対象として預り、認可定員は一名から五名となり、毎日行われる保育で、給食も自園調理が義務付けられている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が、施行されたことに伴うものでございます。

主な改正内容につきまして、説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十六ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う引用条項の整理として、第五条第五項中「次条第二号」を「次条第一項第二号」に、第四十五条中「第六条第一号」を「第六条第一項第一号」に改めるものでございます。

次に、第六条第二号中「保育をいう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条に二項、三項として家庭的保育事業等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者に代わって提供する、保育（代替保育）に係る連携施設の確保義務の緩和に関する規定を加えております。

次に、第十六条第二項に第四号として、保育所等から調理業務を受託している事業者のうち、一定の要件を満たすものとして、市が適当と認めるものを家庭的保育事業に対する、食事の提供の特例に係る外部搬入施設の対象に加えるものでございます。

附則におきましては施行期日を規定したものでございます。

なお現在、五條市には認可を受けた家庭的保育事業所はございません。

以上で、提案理由の説明を終らせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）家庭的保育事業者が今五條市にないということなんですけれども、もし新事業として五條市民の認可、資格を持った方々が一名、五名のゼロ歳児を預かって保育所をするときに、認定こども園とかその他の保育所との連携も可能な事業になるのか、その辺はどうなんでしょうかね。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）八番福塚議員の御質問にお答えします。

まず事業所として適当であるかということ審査した後に事業認可されます。そのときにそういう施設との関連性を協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）ゼロ歳児で何名まで一人が受けるのか、一歳児で何名受けるのか、二歳児で何名受けるのか。

○議長（平岡清司）平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一）十番吉田議員の御質問にお答えします。

ゼロ歳児から二歳児までは三対一の割合となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司） 次に日程第十、議第六十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 議第六十一号 五條市下水道条例の一部改正について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第六十一号、五條市下水道条例の一部改正につきまして提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書二十八ページを御覧ください。

本案は五條市下水道条例に不適正排水の排除に係る規定を加えるため、当該条例の改正を行うものでございまして、地方自治法第九十六条第一項に規定により議会の議決を求めますのでございます。

それでは改正内容について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の二十九ページを御覧ください。

このたびの改正は、本則第二十一条に、第二項として「使用者は水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他規則で定める使用の態様の変更があったときは、規則で定めるところにより、遅

滞なくその旨を市長に届け出なければならぬ。」を加えるものでございます。

次に附則では、当該条例の施行期日を定めております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）水道水以外の水の排除、この水道水以外というのは恐らく井戸水ということが考えられると思うんです。五條の旧の町中であれば井戸水を昔から使っておられたおうち、昔に比べたら大分減ってきておると思うのですけれども、今現在も使われているおうちがあるのですけれども、そういう方々にこういう条例が制定されたら届け出なければならぬということの周知はどのように考えておられるのか。

答弁いただけますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

水道水の井戸水等を公共下水道に排出する場合の届出につきましては、広報等々で周知の方をさせていただいておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）恐らく今現在も井戸水を御使用になられているおうちにお住まいの方というのは、どつちかと言うたら年配の方が多と思うんですよ。そういう年配の方々に確実に周知できるのか、また今後の対応はどうすればいいのかということを丁寧に周知しながら説明してあげた方がいいのかなと思うのですけれども。ただ単に広報に載っけていますよって、それは丁寧とは言えないと思います。何か違う方法で、例えばもう八十歳、九十歳になった高齢者の方のお一人暮らしであるとか、そういう方々にどうして周知してあげるのか、今後どういうふうにすればいいよと説明してあげるのか、そのところを尋ねているのですよ。

今すぐには、広報しかないと思うのですが、もし今後そういうことに取り組むことを考えられるかどうかなのか。それだけでも結構です。答弁ください。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘の件につきましては、いろいろ今後検討していきたいというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一）ちなみにね、井戸水をお使いのおうちの件数等々は把握できていますか。できていたらそれを基準にしてそういうおうちの方にそういう周知なり説明なり、何かすべが考えられると思うのですけれども、もしできていないのであれば、そこから始めなければならぬと思うのですけれども、答弁いただけますか。もう最後で結構です。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）四番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在、井戸水がどれだけ使っているかというふうなところは把握できておりません。

ただ、いろいろとこの不適正排水につきましては、届出等というふうなところがございます。現在、工場・事業所等、確認の方をさせていただきますまして、井戸水のメーターというのを設置しておるところでございますが、それについては約六十一件、今現在メーターの方を設置しているところでございます。

また不適正排水が今現在市の方で確認はできていないというふうなところでは、

以上、答弁とさせていただきます。（「二番」の声あり）

○議長（平岡清司）二番養田全康議員。

○二番（養田全康）確認させてもらいたいですけれども、水道料金と下水道料金、例えば水道料五立米使ったとしたら下水道も五立米ですよとなるわけですよ。基本的に今メーター付いている井戸水が六十一件ですか、六十数件あるんですよ、そうしたときに処理する量と井戸水で、もしメーターが付いていない家があるとしたら、その量とすごい差が出たときに、市としてどういう対応を考えられていますか。

○議長（平岡清司）石田都市整備部長。

○都市整備部長（石田茂人）二番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

この条例改正につきましては、下水道の設備にこの水を流すというふうなところの改正でございます。この下水に流すというふうなときに井戸メーターというのを付けておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平岡清司）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（平岡清司）次に日程第十一、議第六十二号、議第六十三号を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口愼一）議第六十二号 市道路線の認定について。

議第六十三号 市道路線の変更について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人）失礼いたします。

ただいま上程されました議第六十二号、市道路線の認定並びに議第六十三号、市道路線の変更の二議案について、一括で提案理由の御説明を申し上げます。

議第六十二号につきましては、市道三路線の新規認定について提案をするものでございます。恐れ入りますが、議案書の三十ページ及び添付の地図を御覧いただきたいと存じます。

この市道下之七号線の道路延長といたしまして、二六〇・〇メートルであり、道路幅員につきましては二・一メートルから五・六メートルでございます。

起点といたしましては、五條市下之町四一九―三番地先、終点といたしましては、五條市二見七丁目六三四―五番地先となっております。続きまして、次のページを御覧願いたいと思います。

市道釜窪一五号線の道路延長といたしましては、三九・〇メートルであり、道路幅員につきましては四・六メートルから一〇・三メートルでございます。

起点といたしましては、五條市釜窪町一四九五―四番地先、終点といたしましては、五條市釜窪町九八五―三番地先となっております。続きまして、次のページをお願いいたします。

市道表野二一号線の道路延長といたしましては二二七・三メートルであり、道路幅員につきましては四・〇メートルから一〇・六メートルでございます。

起点といたしましては、五條市表野町三一四―二番地先、終点といたしましては、五條市表野町三一―三番地先となっております。以上、議第六十二号の市道路線の認定についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第六十三号、市道路線の変更について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三十一ページから三十二ページ及び添付の地図を御覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、県営ほ場整備事業の換地処分により既存の市道の起終点が新たな地番付けによる変更と、既存路線の一部を付け替えたことによる起終点の変更を提案するものであります。

整理番号の一番から順に御説明申し上げます。

恐れ入りますが、添付地図①を御覧いただきたいと存じます。

市道表野三号線につきましては、県営ほ場整備の換地処分により道路整備が行われたものとなります。それに伴い道路延長三五・四メートルが変更後は一七六・一メートルとなり、幅員二・九メートルが変更後二・九メートルから四・〇メートルとなります。

起点の所在が五條市表野町三四六番地先から表野町三四六―三番地先となります。

終点につきましては、五條市表野町三五三番地先から表野町六七九番地先となります。

続きまして、整理番号二番の市道表野四号について、恐れ入りますが、添付地図の②を御覧いただきたいと存じます。

市道表野四号線につきましては、県営ほ場整備事業の換地による地番先の変更、及び既存道路の一部を付け替えたことによる変更となります。それに伴い、道路延長二・三・二メートルが変更後は二・八八・〇メートルとなり、幅員一・九メートルから二・四メートルが、変更後は四・〇メートルから八・〇メートルとなります。

起点の所在が、五條市表野町一―三―二番地先から表野町六四六番地先となります。

終点につきましては、五條市表野町七〇番地先から表野町六五七番地先となります。

続きまして、整理番号三番の市道表野一八号線について、恐れ入りますが、添付地図③を御覧いただきたいと存じます。

市道表野一八号線につきましては、県営ほ場整備事業の換地による地番先の変更、改良整備に伴う形状変更となります。それに伴い、道路延長三四・九メートルが変更後は三四・二メートルとなり、幅員三・二メートルから三・八メートルが、変更後は四・〇メートルから一〇・〇メートルとなります。

起点の所在が五條市表野町三六六―三番地先から表野町七一八番地先となります。

終点につきましては、五條市表野町三八六―一番地先から表野町七一七番地先となります。

続きまして、整理番号四番の市道表野二〇号線について、恐れ入りますが、添付地図④を御覧いただきたいと存じます。

市道表野二〇号線につきましては、県営ほ場整備事業の換地による地番先の変更、及び既存道路の一部を付け替えたことによる変更となります。それに伴い、道路延長二四九・五メートルが変更後は一七四・七メートルとなり、幅員〇・五メートルから三・〇メートルが、変更後は一・五メートルから六・〇メートルとなります。

起点の所在については、五條市表野町四〇四―二番地先から変更はございません。

終点につきましては、五條市表野町五二二番地先から表野町六九七番地先となります。

続きまして、整理番号五番の市道山陰一号線について、恐れ入りますが、添付地図⑤を御覧いただきたいと存じます。

市道山陰一号線につきましては、県営ほ場整備事業の換地による地番先の変更、改良整備に伴う形状変更となります。それに伴い、道路延

長三二七・一メートルが変更後は三二四・三メートルとなり、幅員二・〇メートルから二・九メートルが、変更後は二・五メートルから四・二メートルとなります。

起点の所在が五條市大津町一四番地先から山陰町二五―二番地先となります。

終点につきましては、五條市山陰町一七六―二番地先から変更はございません。

続きまして、整理番号六番の市道山陰五号線について、恐れ入りますが、添付地図⑥を御覧いただきたいと存じます。

市道山陰五号線につきましては、県営ほ場整備事業の換地による地番先の変更、改良整備に伴う形状変更となります。それに伴い、道路延

長三二四・〇メートルが変更後は二九九・五メートルとなり、幅員は一・五メートルから四・〇メートルで変更はございません。

起点の所在が五條市山陰町二四六―三番地先から山陰町二五〇―三番地先となります。

終点につきましては、五條市山陰町四九番地先から山陰町六四五番地先となります。

続きまして、整理番号七番の市道山陰六号線について、恐れ入りますが、添付地図⑦を御覧いただきたいと存じます。

市道山陰六号線につきましては、県営ほ場整備事業の換地による地番先の変更、改良整備に伴う形状変更となります。それに伴い、道路延

長二三九・九メートルが変更後は二三九・〇メートルとなり、幅員は一・五メートルから四・〇メートルで変更はございません。

起点の所在が五條市山陰町一四七―二番地先から山陰町七〇六番地先となります。

終点につきましては、五條市山陰町一八一番地先から山陰町六六〇番地先となります。

以上、議第六十二号の市道路線の認定について及び議第六十三号、市道路線の変更についての御説明を終わらせていただきます。よろしく

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本二議案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十二、議第六十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第六十四号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程されました議第六十四号、五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の三十三ページを御覧願います。

本議案は、五條市立中央公民館の管理運営を引き続き指定管理者制度で継続することに伴い、当該施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は、五條市立中央公民館、位置は、五條市本町三丁目一番一三号でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は、アスカ美装株式会社、代表者は、代表取締役森脇大統氏、住所は、奈良県橿原市醍醐町二九六番地の一でございます。

この団体は、先般実施いたしました指定管理者の公募におきまして、募集要項等に定める申請を行い、五條市指定管理者候補選定委員会により指定管理者の候補者に選定された団体でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日まででございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）過去の決済金額を教えてくださいませんか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず平成二十七年度から申し上げます。収入合計が、一千九百四十七万五千四百十九円に對しまして、支出合計が二千四万二千四十一円でございます。差引き金額がマイナス五十六万六千六百二十二円でございます。

次に、平成二十八年度を申し上げます。収入合計は一千九百六十八万六千八十七円に對し、支出合計は一千八百五十九万二千二百四十七円でございます。差引きは百九万三千八百四十円でございます。

次に、平成二十九年度を申し上げます。収入合計は一千九百六十五万六千九百九十六円に對し、支出合計は一千八百八十五万一千九百二十一円であり、差引きは八十万四千二百七十五円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたら平成二十七年だけですか、マイナスが出ておるのは、…そうですね。そしたら何社の方が公募に來られましたか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

募集要項を取りに來たのは他に一社ございました。ただ参加されたのはアスカ美装だけでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司） 次に日程第十三、議第六十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 議第六十五号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永）ただいま上程されました議第六十五号、五條市立図書館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の三十四ページを御覧願います。

本議案は、五條市立図書館の管理運営を引き続き指定管理者制度で継続することに伴い、当該施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は、五條市立図書館、位置は、五條市本町一丁目一番五号でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は、株式会社図書館流通センター、代表者は、代表取締役石井 昭氏、住所は、東京都文京区大塚三丁目一番一号でございます。

この団体は、先般実施いたしました指定管理者の公募におきまして、募集要項等に定める申請を行い、五條市指定管理者候補選定委員会により指定管理者の候補者に選定された団体でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日まででございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）これも過去三年ですか、マイナスが出ている年だけあったら教えていただきたいのと、そしてほかになかったのかと、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

三箇年とも収支はマイナスになっておりますので、三箇年とも申し上げます。

平成二十七年年度から申し上げます。収入合計が二千二百五十一万四千八百八十四円でございます。支出後の合計が二千五百四十万四千九百五十二円でございます。差し引きがマイナス二百八十九万七千六百八十八円でございます。

続きまして、平成二十八年度を申し上げます。収入が二千三百六十八万二千円でございます。支出合計が二千五百三十九万六千三百三十四円でございます。マイナス百七十一万六千六百十四円でございます。

続きまして、平成二十九年度につきまして申し上げます。収入合計が二千三百六十八万七千七百八十六円でございます。支出合計が二千七百二十五万三千六百九十三円でございます。収支がマイナス三百五十七万二千九百七十七円でございます。

続きまして、応募なんです、応募は当該図書館流通センター一社でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 四年前ですか、指定管理でこの業者がこられて、そして前の業者と多分似たような点やっと思えます。そしてそこに新規の場合は十五点ですか、何点か加があると思うのですが、まだ今その指定管理について新規参入の場合は加点はございますか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

図書館につきましては、加点はございません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 四年前は加点があって、前の業者さんが良かったというアンケートが出ておったんやけれども新規参入で加点があって逆転したと思います。僕そういう記憶があるんですけれども。新規参入の加点はどの指定管理もなくなったという認識でよろしいですか。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

図書館につきましては、加点はございませんが、施設によって加点がある施設もございます。

平成二十八年の六月に改正をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） もうこれで終わりますよつてに。

確か以前は加点があつてそれで逆転されて今の業者さんが取つたと思います。以前から加点を新規参入は、それは加点があるのがいいのか、ないのがいいのかという議論になるわけなんですけれども、これから新規参入で新しい方にしていただくのであれば、加点も良しかと思つたり、その加点によつて同点になつた場合に新規参入がぼんと上るので、それもまた議論していただきたいと思つたので、お願いしたいと思います。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司） 次に日程第十四、議第六十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 議第六十六号 五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。松井教育部長。

〔教育部長 松井和永登壇〕

○教育部長（松井和永） ただいま上程されました議第六十六号、五條市賀名生の里歴史民俗資料館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の三十五ページを御覧願います。

本議案は、五條市賀名生の里歴史民俗資料館の管理運営を、引き続き指定管理者制度で継続することに伴い、当該施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきまして、名称は、五條市賀名生の里歴史民俗資料館、位置は、五條市西吉野町賀名生五番地でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきまして、名称は、和田自治会、代表者は、自治会長岡田卓司氏、住所は、五條市西吉野町和田二九八番地の一でございます。

この団体は、先般実施いたしました指定管理者の公募におきまして、募集要項等に定める申請を行い、五條市指定管理者候補選定委員会により、指定管理者の候補者に選定された団体でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日まででございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） これも同じ質問なんですけれども、三年間でマイナスがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（平岡清司） 松井教育部長。

○教育部長（松井和永） 十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

三箇年ともマイナスでございますので、三箇年とも申し上げます。

平成二十七年でございます。収入合計が六百二十一万七千九百九十二円でございます。支出合計が六百二十二万一千三十六円、差引きがマイナス三千九百四十四円でございます。

続きまして、平成二十八年度を申し上げます。収入合計が五百九十四万七千九百九十二円でございます。支出合計が六百八万九千五百円でございます。差引きがマイナス十四万一千八百十三円でございます。

続きまして、平成二十九年度を申し上げます。収入合計が五百八十三万二千二百五十円に對しまして、支出合計が五百八十六万三千四百九十七円でございます。差引きマイナス三万三千二百四十七円となっておりますところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）マイナスでもこれぐらいというか、数字が少ないということなんですけれども、実際指定されるこの金額が前回と同じなんですかね。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

指定管理料のことだと思っておりますが、以前よりは若干増額となっております。五十三万円の増額となっております。以上、答弁とさせていただきます。（「八番」の声あり）

○議長（平岡清司）八番福塚 実議員。

○八番（福塚 実）この指定管理を受けているのは、和田やな……（議場に声あり）総務文教常任委員会で聞きます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）トイレ休憩のため五時五十分まで休憩いたします。

午後五時三十五分休憩に入る

午後五時五十分再開

○議長（平岡清司）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十五、議第六十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第六十七号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。平田あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 平田耕一登壇〕

○あんしん福祉部長（平田耕一） ただいま上程いただきました議第六十七号、五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書三十六ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、五條市立老人憩の家の指定管理期間が、平成三十一年三月三十一日で満了になるため、新たに指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次期指定管理者につきましては、去る八月一日から八月三十一日まで募集を行いました。

その結果、一団体から応募申請があり、十月十八日に五條市指定管理者候補選定委員会におきまして、五條市立老人憩の家指定管理者の候補者を選定いただきましたので、次の候補者を指定管理者として指定していただくようお願いいたします。

まず、一、管理を行わせる公の施設の名称は、五條市立老人憩の家。位置は、五條市霊安寺町二二〇五番地であります。

次に、二、指定管理者となる団体の名称は、特定非営利活動法人大和社中。代表者は、理事長中 純宏氏。住所は、五條市五條三丁目一番二二三号でございます。

次に、三、指定の期間は、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までであります。

以上で、議第六十七号の提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜われますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「四番」の声あり）四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） この施設は、利用される方はどちらかというと高齢者の方が多いと思うのですけれども、昨今分かる範囲で結構です。利用者の数の推移について答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一） 四番牧野議員の御質問にお答えします。

平成二十七年度の利用者数は一千二件で八百三十四名、平成二十八年度では九百九十六件、七千八百八十二名、平成二十九年度で一千四百十四件の八千三十五名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） この施設は高齢者の方に対する脳トレだとかいろんな取組をされているのを聞いています。これだけの利用者がおられますけれども、気になるのがこの施設の老朽化、例えばエアコンが利きにくいとか暖房が入りにくいか、床がめくれている、壁がめくれているとか、そういうことは心配するところなんですけれども、その辺の施設に対する考慮というか、そういうのは何か手を加えられますか。

○議長（平岡清司） 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一） 四番牧野議員の御質問にお答えします。

修繕費につきましては、年間五十万円を予算計上しているところでございますが、大規模な改修につきましては市との協議となっております。

大規模改修につきましては、施設の状況を見ながら考えていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（平岡清司） 四番牧野雅一議員。

○四番（牧野雅一） 今の修繕費というのは、この指定管理者が捻出されておるといことですか。

回数に限られているので、ちゃんと答弁ほしいのですが、以前にここの利用者の方から聞いたことがあるのは、クーラーが利けへんのやと、で、古いと、「クーラー利かせてよ。」と言ったら「お金ないさかいでけへんのや。」というお話を聞いたことがあるのです。その辺は担当課として、どのように取り組んでおられるのか答弁いただけますか。

○議長（平岡清司） 平田あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（平田耕一） 四番牧野議員の御質問にお答えします。

先ほどの修繕費五十万円につきましては、指定管理料の中に含まれているものでございます。

またクーラーの利きが悪いという御指摘ですけれども、大会議室のような大きいスペースでありますと、クーラーであるとか暖房であるとか、利きの悪い部分がありますが、指定管理者の方でいるんな工夫をしながら取り組んでいるところでございますが、まだそれでも十分な効果が出ていない部分につきましては、また市との協議の中で今後考えていかなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十六、議第六十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第六十八号 五條市市民会館に係る指定管理者の指定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第六十八号、五條市市民会館に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の三十七ページを御覧いただきたく存じます。

本案は、去る十月十八日に開催されました五條市指定管理者候補選定委員会において選定されました、五條市市民会館に係る指定管理者の候補者を指定管理者として指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございますが、名称は、五條市市民会館。位置は、五條市本町三丁目一番一三号でございます。

続きまして、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所でございますが、名称は、桜井誠文堂でございます。代表者は、櫻井晃二氏でございます。住所は、五條市五條一丁目六番一七号でございます。

最後に、三の指定の期間でございりますが、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの三箇年でございします。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）先ほどと同じ質問をさせていただくのですけれども、平成二十七年、平成二十八年、平成二十九年でマイナスがあれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十七年から平成二十九年まで三箇年とも赤字でございまして、まず平成二十七年、収入合計が一千五百四十万三千九百二円に對しまして、支出合計は一千六百四十一万一千二百七十七円で、収支マイナス百万七千三百十五円の赤字でございします。

続きまして、平成二十八年度でございしますが、収入計一千四百八十八万八千二百八十七円、對する支出計が一千六百七十三万四千四百五十二円で、収支差マイナス二百五十四万六千六百六十五円となっております。

続きまして、平成二十九年度でございしますが、収入計一千四百四十一万三千三十四円、對する支出計が一千六百万五千六百六十九円、収支差がマイナス百五十九万二千三百三十五円でございします。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）これマイナスなんですけれども、しかしまた再度応募されると、有り難いことと言ったら有り難いことですが、このマイナスの要因というのは、強いてマイナスにしてあるのか、それともほかの税務上の問題でマイナスにしておいても大丈夫なのかというのを、分かる範囲で答弁願ひたいと思ひます。

○議長（平岡清司）吉田理事。

○理事（吉田暁史）十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

わざわざ赤字を出しているのではなくて、イベント等市民の方がされる際にサービスで機材等を搬入されたりしている分の人件費がかさん

でいる決算状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十七、議第六十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第六十九号 五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。森川西吉野支所長。

〔西吉野支所長 森川義彦登壇〕

○西吉野支所長（森川義彦）ただいま上程いただきました議第六十九号、五條市立西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書三十八ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、去る十月十八日に開催されました五條市指定管理者候補選定委員会におきまして選定されました、五條市西吉野コミュニティセンターに係る指定管理者の候補者を指定管理者として指定するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、一、管理を行わせる公の施設の名称は、五條市立西吉野コミュニティセンター。位置は、五條市西吉野町八ツ川四五一番地でありま

す。
次に、二、指定管理者となる団体の名称は、アスカ美装株式会社。代表者は、代表取締役森脇大統氏でございます。住所は、奈良県橿原市醍醐町二九六番地の一でございます。

次に、三、指定の期間は、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの三箇年でございます。

以上で、議第六十九号の提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）これも先ほどと同じく平成二十七年、平成二十八年、平成二十九年、赤字の部分があれば赤字の部分だけ教えてください。

○議長（平岡清司）森川西吉野支所長。

○西吉野支所長（森川義彦）十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十七年のみ赤字になっておりますので、申し上げます。

平成二十七年、収入合計は一千七十二万一千四百五十円に対し、支出合計は一千二百二十五万五千円でございます。差し引きの差額は二十九万九千二百五十円の赤字でございます。

平成二十八年、平成二十九年は赤字でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）指定管理の議案書ですけれども、今まで金額を入れてくれてあったのに、入れてくれてない理由というのが分かれば教えてください。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

すみません、ちよつと以前の議案書の書きぶりというのが今ちよつと手元にございませんので、比較ができませんけれども、指定管理料というのは別途予算の御議決をいただいた上で出てくる数字でございますので、私の記憶で申し訳ないですけれども、前回もこういう形であったのかなというふうには思うのですが…。

以上、答弁になったのか、なっていないのかのようなことでございますけれども、以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）以前は確かに、私の記憶では金額が入っております。それを含めて私ら判断させてもらうので、その辺もう一度確認して

いただきたいと思ひます。

○議長（平岡清司）和田市長公室長。

○市長公室長（和田剛明）十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

申し訳ございません。もう一度、過去の議案書を確認いたしまして、こういう形に変わっておるならばその理由について改めて御説明を申し上げます。

以上でございます。

○議長（平岡清司）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十八、議第七十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第七十号 五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。石田都市整備部長。

〔都市整備部長 石田茂人登壇〕

○都市整備部長（石田茂人）失礼いたします。

ただいま上程されました議第七十号、五條市阿田峯公園に係る指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の三十九ページを御覧願ひます。

本議案につきましては、平成二十八年四月一日から指定管理を行つています五條市阿田峯公園が平成三十一年三月三十一日をもって期間の満了をするに当たり、新しい指定管理者の指定を行うため、去る十月十五日に開催されました五條市阿田峯公園指定管理者候補選定委員会におきまして選定されました、五條市阿田峯公園の指定管理者候補を地方自治法の規定に従ひまして、指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

一つ目の、管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきましては、名称は、五條市阿田峯公園。位置は、五條市三在町一六八〇番地でございます。

二つ目の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称は、まちづくり改革推進&Real Styleグループで、代表者は、多田宗豊氏でございます。住所は、五條市釜窪町一〇一四番地の一でございます。

三つ目の指定の期間につきましては、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日まででございます。

以上で、議第七十号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）次に日程第十九、議第七十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一）議第七十一号 平成三十年五條市一般会計補正予算（第四号）議定について。

○議長（平岡清司）提案理由の説明を求めます。吉田理事。

〔理事 吉田暁史登壇〕

○理事（吉田暁史）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第七十一号、平成三十年五條市一般会計補正予算（第四号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成三十年五條市一般会計補正予算（第四号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。
このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び繰越明許費並びに債務負担行為等の補正でございます。歳入歳出予算につきましては

四億五千七百十四万三千円を追加し、これに伴う予算総額は歳入歳出ともに二百二十五億三千五百九万三千円となるとなっております。

それでは、歳出予算の補正より御説明申し上げます。

恐れ入りますが、十二ページを御覧ください。

初めに、二款総務費、四項選挙費、二目奈良県知事選挙費、一節報酬の十二万円、三節職員手当等の三十三万五千円、十三節委託料の百五十一万二千円でございますが、当初の見込みより一週間早い日程となったため、期日前投票管理者報酬及び選挙事務従事者等の時間外勤務手当、並びに入場整理券の印刷・封入等業務委託料等に係る所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費は全額県支出金を見込んでおります。

次に、三款民生費、一項社会福祉費、一目社会福祉総務費、二十三節償還金利子及び割引料の四百八十九万一千円でございますが、臨時福祉給付金の平成二十八年度及び平成二十九年度への繰越分の事業費等の精算に伴い、国庫返還金が生じたことから所要の経費を計上しております。

次に、同款同項二目障害福祉費、十二節役務費の二十三万六千円及び二十節扶助費の五千六百四十万円でございますが、障害福祉サービスの利用者が増加したことにより、審査事務等に係る手数料及び障害福祉サービス給付費等に不足が見込まれるため所要の経費を追加するものでございます。

なお、当該経費のうち、二千八百二十万円を国庫支出金として、一千四百十万円を県支出金として見込んでおります。

また、二十三節償還金利子及び割引料七百七万六千円でございますが、障害者自立支援給付事業等の平成二十九年度事業費精算に伴い、国及び県への返還金が生じたため所要の経費を計上いたしております。

同款同項七目年金費、十三節委託料の五十八万四千円でございますが、平成三十年八月に国民年金法の一部が改正され、平成三十一年四月から国民年金第一号被保険者の産前産後期間の国民年金保険料が免除されることに伴い年金システムの改修が必要となるため所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を国庫支出金として見込んでおります。

次に、同款同項十四目国保事業繰出金、二十八節繰出金の一千三百八十万円でございますが、平成三十年度の国民健康保険基盤安定負担金等の確定見込額が算定されたことに伴い、国民健康保険事業費納付金の不足額を国民健康保険特別会計に繰り出すため所要の経費を計上いた

しております。

なお、当該経費のうち二百十五万一千円を国庫支出金、九百十二万三千円を県支出金として見込んでおります。

次に、同款二項児童福祉費、六目児童福祉施設費、二十三節償還金利子及び割引料の三百二十三万五千円でございますが、平成二十八年度の国の会計検査において、子どものための教育・保育給付費負担金等の算出誤りが指摘され、過分に交付された国庫及び県負担金を返還する必要が生じたため所要の経費を計上いたしております。

次に、五款農林業費、一項農業費、三目農業振興費、十九節負担金補助及び交付金の三千七百三十一万八千円でございますが、本年九月に発生した台風二十一号により被災した施設の復旧について農業者が負担する費用の一部を支援する補助金交付事業を行うため所要の経費を計上いたしております。

なお、当事業は国の一次補正に基づく事業で、当該経費のうち三千二百一十一万八千円を県支出金として見込んでおります。

次に、十四ページを御覧ください。

六款商工費、一項商工費、四目公園管理費、十三節委託料の七十二万円でございますが、5万人の森公園展望台の立木伐採及び看板設置について、平成三十年奈良県植栽による景観向上推進事業補助金の補助採択が決定したことから事業を実施するため所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち三十六万円を県支出金として見込んでおります。

次に、七款土木費、二項道路橋梁費、四目橋梁維持費、十三節委託料の一億二千七百万円及び十五節工事請負費の三千三百万円でございますが、平成三十年度の防災・安全交付金が当初の見込みを上回って交付されたことから、平成三十一年度計画事業を前倒しして実施するため所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、七千四百三十三万八千円を国庫支出金として、六千六百三十万円を市債として見込んでおります。

次に、九款教育費、三項小学校費、一目学校管理費、十三節委託料の五百二十万円及び十五節工事請負費の一億五千万円でございますが、国の一次補正により、来年夏の熱中症予防対策として小学校施設の空調設備の整備を行うため所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、二千五百四十八万二千円を国庫支出金として、一億二千九百五十万円を市債として見込んでおります。

次に、十款災害復旧費、三項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費、十五節工事請負費の七百万円でございますが、本年九月

に発生した台風二十一号の豪雨により被災した道路を復旧するため所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、四百六十六万九千円を国庫支出金として、二百三十万円を市債として見込んでおります。

次に、同款四項その他公共施設・公用施設災害復旧費、一目観光施設災害復旧費、十三節委託料の二十一万六千円及び十五節工事請負費の八百五十万円でございますが、本年八月に発生した台風二十号により被災した大塔ふれあい交流館の屋根を復旧するため所要の経費を計上しております。

なお、当該経費のうち八百七十万円を市債として見込んでおります。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、八ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては十四款国庫支出金において一億三千五百四十二万四千円を、十五款県支出金において五千七百六十六万八千円を、十九款繰越金において五千七百二十五万一千円を、二十一款市債において二億六千八十万円を追加いたしました。歳出との均衡を図った次第でございます。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、七款土木費、二項道路橋梁費、橋梁維持修繕事業の二億二千万円でございますが、歳出予算の補正の説明のとおり、当初の見込みを上回る防災・安全交付金が交付されたため、平成三十一年度計画事業を前倒しして実施するものでございまして年度内完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は平成三十二年三月末を予定しております。

次に、九款教育費、三項小学校費、小学校空調設備整備事業の一億五千五百二十万円でございますが、国の一次補正により、来年夏の熱中症予防対策として小学校施設の空調施設を整備するものでございまして、年度内完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は平成三十一年六月末を見込んでおります。

次に、十款災害復旧費、三項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業二億八千七百万円及び河川災害復旧事業一億五千万円でございますが、平成二十九年度災害による復旧工事及び本年九月の台風二十一号により被災した市道及び河川の復旧工事を行うものでございまして、年度内完了が見込めないことから翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、事業完了は平成三十二年三月末を見込んでおります。

続きまして、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、地域福祉計画策定業務委託でございますが、社会福祉法第七十七条の規定に基づき、五條市の地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める福祉の最上位計画として策定するものでございまして、五條市社会福祉協議会の地域福祉活動計画及び成年後見制度利用促進計画を含めた一体的な計画として策定するため作業工程が十五箇月程度必要となること、また、地域福祉活動計画（第一期）の計画期間が平成三十二年三月末迄となっております、三十一年度中に当該計画の策定が必要となることから、作業工程の前倒しを図るため債務負担行為を追加し、本年度中に同業務に着手するものでございます。

なお、期間を平成三十年から平成三十一年度とし、限度額は六百万円といたしております。

次に、塵芥収集業務委託でございますが、本年度末をもって契約更新となる一般廃棄物の収集運搬業務委託について、平成三十一年四月からの業務開始に向け、債務負担行為を追加し、本年度中に契約行為を行うものでございます。

なお、期間を平成三十年から三十二年度とし、限度額につきましては、二億八千五百万円といたしております。

次に、クリーン・オアシス等包括的業務委託でございますが、クリーン・オアシスの運転管理業務と、平成三十一年度からの契約更新が必要なみどり園最終処分場浸出水処理施設運転業務について、平成三十一年四月から業務委託を行うため、債務負担行為を追加し、本年度中に契約行為を行うものでございます。

なお、期間を平成三十年から平成三十三年度とし、限度額につきましては、四億九百万円といたしております。

次に、スクールバス操車場測量設計業務委託でございますが、学校適正化に伴うスクールバスによる通学対応のため、宇智小学校近隣にバス操車場を整備するための測量設計業務について、債務負担行為を追加し工期の前倒しを図り、本年度中に当該業務に着手するものでございます。

なお、期間を平成三十年から平成三十一年度とし、限度額につきましては、六百八十万円といたしております。

次に、五條中学校改修事業でございますが、学校適正化に伴い、五條中学校施設の改修工事を行うもので、約十三箇月を要することから、平成三十二年四月開校に向け、債務負担行為を追加し工期の前倒しを図り、本年度中に契約行為に着手するものでございます。

なお、期間を平成三十年から平成三十一年度とし、限度額につきましては、二億三百万円といたしております。続きまして、以下の十一件につきましては、指定管理料の支出に伴う債務負担行為の追加でございます。

なお、指定管理料につきましては、昨年度まで長期継続契約に準拠し、年度ごとに予算化する方式としておりましたが、国からの通知や他団体の事例などを参考に事務事業の見直しを行い、それぞれに債務負担行為の設定を行うものとしております。まず、五條市市民会館指定管理料以下七項目について、御説明申し上げます。

これらにつきましては、本年度末をもって指定管理期間が終了し、新たに指定管理者の指定を行う更新施設の指定管理料でございます。期間につきましては、本年度中に基本協定の締結を行うことから、平成三十年から平成三十三年度としております。

また、限度額につきましては、指定管理期間である平成三十一年度からの三箇年において支出する指定管理料としております。初めに、五條市市民会館指定管理料でございますが、限度額は、三千七百四十万円といたしております。

次に、五條市立西吉野コミュニティセンター指定管理料でございますが、限度額は、三千四十六万二千円といたしております。六ページを御覧ください。

次に、五條市立老人憩の家指定管理料でございますが、限度額は、二千八百七十五万七千円といたしております。

次に、五條市阿田峯公園指定管理料でございますが、限度額は、四千七百八十万円といたしております。

次に、五條市立中央公民館指定管理料でございますが、限度額は、六千二百三十三万といたしております。

次に、五條市立図書館指定管理料でございますが、限度額は、七千二百一十萬といたしております。

次に、五條市賀名生の里歴史民俗資料館指定管理料でございますが、限度額は、一千七百四十九万といたしております。

続きまして、五條市立福祉センター指定管理料、以下四項目について、御説明申し上げます。

当該施設は、現在、指定管理を行っている施設で、引き続き平成三十二年まで指定管理期間を残すもので、来年十月に予定されております消費税率の改定に伴い、変更の基本協定を締結するため、債務負担行為を追加するものであります。

期間につきましては、本年度中に変更の基本協定を締結することから、平成三十年から平成三十二年度といたしております。また、限度額につきましては、指定管理期間の残期間であります平成三十一年度から平成三十二年度において支出する指定管理料としております。

まず、五條市立福祉センター指定管理料でございますが、限度額は、七百七十九万九千円といたしております。

次に、大塔公の施設指定管理料でございますが、限度額は、七千六百四万一千円といたしております。

次に、五條市5万人の森公園指定管理料でございますが、限度額は、二千六百九十九万七千円といたしております。

次に、五條市大塔郷土館指定管理料でございますが、限度額は、七百五十万二千円といたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範）繰越明許費のところでお願したいのですけれども、九款の教育費、小学校の空調設備なんですけれども、完成が六月末と言ってくれておったんですが、遅れたら子供たちかわいそうなので、不調やかそんなことのないようにだけ、全部ですけれども、特に空調設備についてはお願いしたいと思うのですけれども、どうですか。

○議長（平岡清司）松井教育部長。

○教育部長（松井和永）十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

現在、設計を行っているところでございます。

工期が平成三十一年の二月二十二日までとなっておりますので、設計が終わり次第、直ちに入札行為に入りまして、できるだけ早く完成をできるように努めたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司）十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 債務負担行為についてお尋ねしたいと思います。

クリーン・オアシスの包括業務委託なんですけれども、以前私が一般質問をさせてもらって、そのとき部長はおられなかったと思うんですけども、包括的にやってほしいとの方が安価につくということをおっしゃっていただいたんですけども、これはそうすると四月一日からいけるということでしょうか。

○議長（平岡清司） 井上産業環境部長。

○産業環境部長（井上 昭） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

クリーン・オアシスの包括的管理委託について説明させていただきます。

当該業務を現在直営で運営しておりますクリーン・オアシスと平成三十年年度末に委託期限となるみどり園の浸出水処理施設と併せて平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日の三年間包括的に委託管理をするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（平岡清司） 十番吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そうすると四月一日からやっていたかどうかということでしょうか。はい、分かりました。

○議長（平岡清司） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司） 次に日程第二十、議第七十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（坂口慎一） 議第七十二号 平成三十年年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（平岡清司） 提案理由の説明を求めます。稲次すこやか市民部長。

〔すこやか市民部長 稲次裕美登壇〕

○すこやか市民部長（稲次裕美） ただいま上程いただきました議第七十二号、平成三十年年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議

定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成三十年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を御覧いただきたいと存じます。

まず、一ページにつきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ一千四百七万円を追加して、歳入歳出の予算総額を四十四億四千七百二十万二千元とするものでございます。

それでは、歳出につきまして御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、四ページ下段を御覧いただきたいと存じます。

初めに一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、十九節負担金補助及び交付金二十七万円の増額につきましては、国保情報データベースシステム改修に係る負担金を追加するものでございます。当該経費につきましては、全額県支出金を見込んでおります。

次に、五ページを御覧いただきたいと存じます。

三款国民健康保険事業費納付金の増額について御説明申し上げます。いずれも一般会計から繰入れる保険基盤安定負担金等の確定見込額が算定されたことに伴う納付金の追加のため、該当項目を増額いたしました。

三款国民健康保険事業費納付金、一項医療給付費分、一目一般被保険者医療給付費分、十九節負担金補助及び交付金八百九十万円を増額いたしております。

同款同項二目退職被保険者等医療給付費分、十九節負担金補助及び交付金百五十万円を増額しております。

次に、同款二項後期高齢者支援金等分、一目一般被保険者後期高齢者支援金等分、十九節負担金補助及び交付金三百二十万円を増額しております。

次に、同款三項介護納付金分、一目介護納付金分、十九節負担金補助及び交付金二十万円を増額いたしております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、四ページ上段の歳入を御覧いただきたいと存じます。

五款県支出金、一項県負担金、一目保険給付費等交付金、二節保険給付費等交付金二十七万円を追加。

続きまして七款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金、一節一般会計繰入金二千三百八十万円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平岡清司）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（平岡清司）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あす十二日から十七日まで休会とし、次回十八日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後六時三十八分散会

